

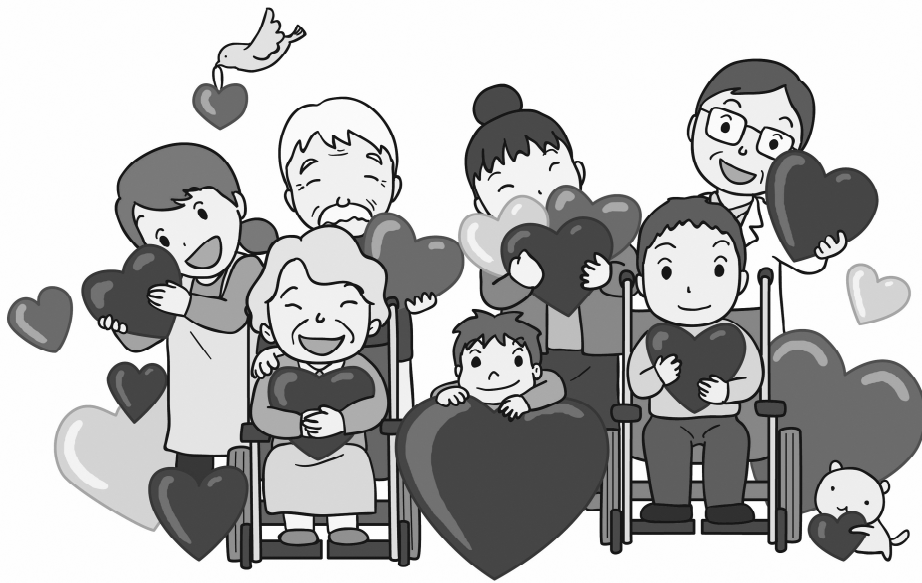
石川町障がい者計画

《計画期間：令和3年度～令和8年度》

第7期石川町障がい福祉計画

第3期石川町障がい児福祉計画

《計画期間：令和6年度～令和8年度》



令和6年3月

石川町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 近年の障がい福祉制度の動向	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定手法	5
6. 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み	6
第2章 石川町の障がい者を取り巻く状況	7
1. 統計からみた石川町の現状	7
2. アンケート調査結果からみる状況	13
第3章 計画の方向性	22
1. 基本理念	22
2. 基本目標	23
3. 施策の体系	24
第4章 障がい者計画	25
1. 計画の見直しにあたっての評価と検証	25
2. 施策の展開	30
基本目標1 暮らしを支える支援	30
基本目標2 育成と自立を目指す切れ目のない支援	39
基本目標3 共生社会の実現に向けた地域づくり	45
第5章 第7期障がい福祉計画	50
1. 第6期障がい福祉計画の進捗状況	50
2. 第7期障がい福祉計画における成果目標の設定	60
3. 障がい福祉サービス等の量の見込み	68
4. 地域生活支援事業の量の見込み	74
第6章 第3期障がい児福祉計画	79
1. 第2期障がい児福祉計画の進捗状況	79
2. 第3期障がい児福祉計画における成果目標の設定	82
3. 障がい児向けサービスの量の見込み	85
第7章 計画の推進体制	89
1. 関係機関との連携	89
2. 国、県、圏域との連携	89
3. PDCAサイクルによる計画の点検及び評価	90

資料編.....	91
1. 石川町障がい福祉計画策定委員会設置規則.....	91
2. 石川町障がい福祉計画策定委員名簿.....	92
3. 用語説明.....	93

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

平成19年9月、わが国は「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）に署名しました。これを踏まえ、障がい者福祉の制度改革がより加速化しています。

このような動きを受けて、本町においても、これまで「石川町障がい者計画」、「石川町障がい福祉計画」、「石川町障がい児福祉計画」を策定し、総合計画や関連する本町の他の計画との整合性に配慮しながら、障がいのある人が地域で自立した生活が送ることができるように、さまざまな取り組みを進めてきたところです。

しかし、「第6期石川町障がい福祉計画」と「第2期石川町障がい児福祉計画」が目標年度の令和5年を迎えたこと、近年の障がい福祉の動向に沿った「障がい者計画」を定める必要があったことから、新たに令和8年度を目標年度とする「第7期石川町障がい福祉計画」、「第3期石川町障がい児福祉計画」を策定し、これまでの成果を踏まえつつ、共に支え合い、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指した取り組みの深化を目指すものです。

■「障がい」の表記について

- （１）「障害」の「害」の字が持つマイナスのイメージや当事者の方への配慮から、法律名や固有名詞を除き、「障がい」と表記しています。
- （２）法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称、行政の担当課の名称等については、そのまま「障害」と表記しています。

■「障がい者」及び「障がいのある人」の表記について

- （１）原則として、当事者を表す言葉としては、「障がいのある人」と表記しています。
- （２）「障がいのある人」と表記することが難しい場合は、「障がい者」と表記しています。

2. 近年の障がい福祉制度の動向

年	主な動き
平成 23 年	○「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定など
平成 24 年	○「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立ち入り調査権を規定など
平成 25 年	○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加など ○「障害者優先調達推進法」の施行 ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定など ○「第 3 次障害者基本計画」の策定 ・基本原則の見直し、障がい者の自己決定権の尊重を明記など
平成 26 年	○「障害者権利条約」を批准 ○「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助の一元化など
平成 28 年	○「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組みなど ○「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務など ○「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策など ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築など
平成 30 年	○「第 4 次障害者基本計画」の策定 ・社会的障壁の除去、障害者権利条約との整合性の確保、障がい者差別の解消、成果目標の充実 ○「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保と向上への環境整備など ○「障害者文化芸術推進法」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保など ○「ユニバーサル社会実現推進法」の施行 ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進

年	主な動き
令和元年	○「読書バリアフリー法」の施行 ・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策の策定と実施
令和2年	○「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・地方公共団体に障害者活躍推進計画策定義務化、特定短時間労働者雇用事業主に対する特例給付金の支給
令和3年	○「障害者差別解消法」の改正 ・事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化 ○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行 ・国や地方自治体が医療的ケア児及びその家族の支援を行う責務を負う
令和4年	○「障害者総合支援法」の改正 ・障がい者等の地域生活や就労の支援の強化など ○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行 ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和5年	○「第5次障害者基本計画」の策定 ・地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3. 計画の位置づけ

(1) 石川町障がい者計画

「石川町障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定による「市町村障害者計画」であり、本町での障がい者施策全般の理念、基本的な方針や目標を定めた計画です。

(2) 第7期石川町障がい福祉計画

「第7期石川町障がい福祉計画」は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定による「市町村障害福祉計画」であり、年度ごとのさまざまな障がい福祉サービスの必要な量の見込みや、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項などを定めた計画です。

(3) 第3期石川町障がい児福祉計画

「第3期石川町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定による「市町村障害児福祉計画」であり、各年度の障がい児向けサービスに関わる提供体制の確保と、その必要な量の見込み等を定めた計画です。

4. 計画の期間

現行の「石川町障がい者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6か年です。計画の中間年となる令和5年度には、計画の見直しを行いました。

また、「第7期石川町障がい福祉計画」及び「第3期石川町障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障がい者 計画	現行計画				次期計画		
障がい 福祉計画	第6期	第7期			第8期（次期計画）		
障がい児 福祉計画	第2期	第3期			第4期（次期計画）		

5. 計画の策定手法

計画の策定にあたっては、以下の取り組みを行いました。

(1)策定委員会での検討

アンケート調査の実施の内容や調査結果、計画の内容などを検討する策定委員会を設けて検討しました。

(2)アンケート調査の実施

障がいのある人の生活状況や障がい福祉サービスへのニーズなどを把握するために、アンケート調査を行いました。

(3)これまでの計画の評価と検証

現行の計画で取り上げた各施策や事業に関する事項について、庁内の関係各課などの協力を受けて、施策の進捗状況を確認し、その評価と検証を実施しました。

(4)パブリックコメントの実施

本町のホームページや役場窓口などで計画案を公表し、町民からの意見や要望を聴くパブリックコメントを実施しました。

6. 持続可能な開発目標(SDGs)への取り組み

平成 27 年 9 月に開催された国連サミットで、国際社会全体の開発目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGs は、令和 12 年までに、世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから成り立っています。

わが国においても、SDGs の採択を受けて、平成 28 年 12 月に SDGs を推進するための中長期戦略として「SDGs 実施指針」（その後、令和元年 12 月に改定）が策定され、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」など 8 つの優先課題とそのための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」とする SDGs の理念は、共生社会の実現を目指して障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標です。

障がい者施策の推進に際しては、SDGs 推進の取り組みとも方向性を同じくし、障がい者だけではなく行政機関等や事業者といった、さまざまな関係者が共通の目標の実現に向けて、協力して取り組んでいくことが必要です。

■SDGs の 17 の目標



第2章 石川町の障がい者を取り巻く状況

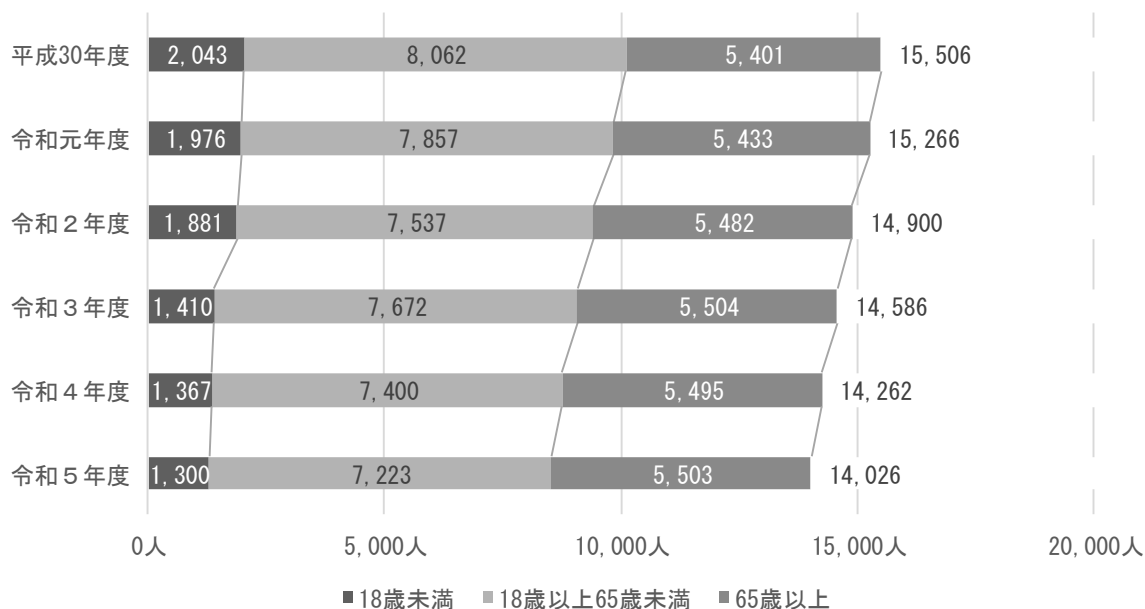
1. 統計からみた石川町の現状

(1)人口の推移

本町の人口の推移をみると、年々減少していく傾向にあります。

年代別にみると、65歳以上が概ね増加する傾向にあるのに対して、18歳未満と18歳以上65歳未満は減少する傾向にあり、少子高齢化が進んでいることが分かります。

■石川町の人口の推移

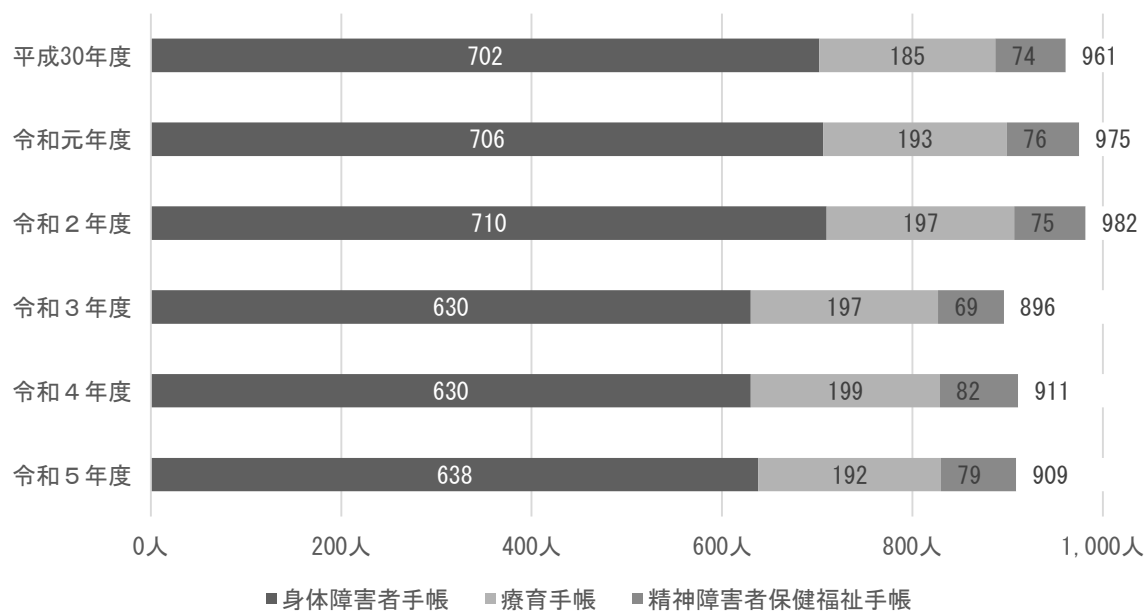


資料：石川町 町民課（各年4月1日現在）

(2)障がい者手帳所持者の状況

障がい者手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳所持者は、令和3年度に所持者の点検作業を行ったことで、減少した形となりましたが、ほぼ横ばいで推移しています。療育手帳所持者と精神保健福祉手帳所持者についても、ほぼ横ばいとなっています。

■障がい者手帳所持者数の推移



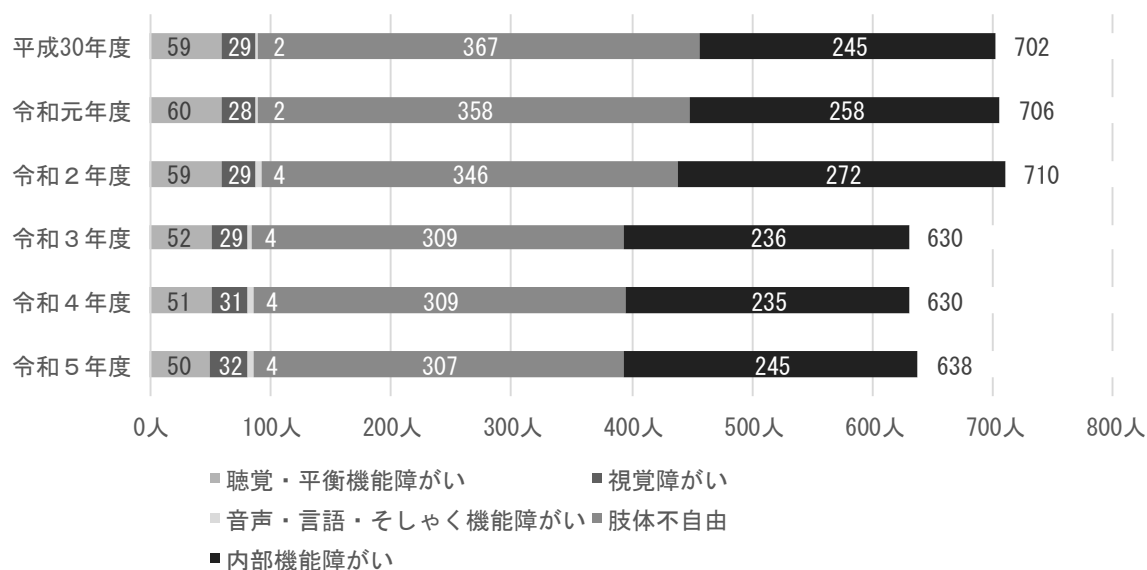
資料：石川町 保健福祉課（各年4月1日現在）

(3)身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者を部位別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部機能障がい、聴覚・平衡機能障がいとなっています。

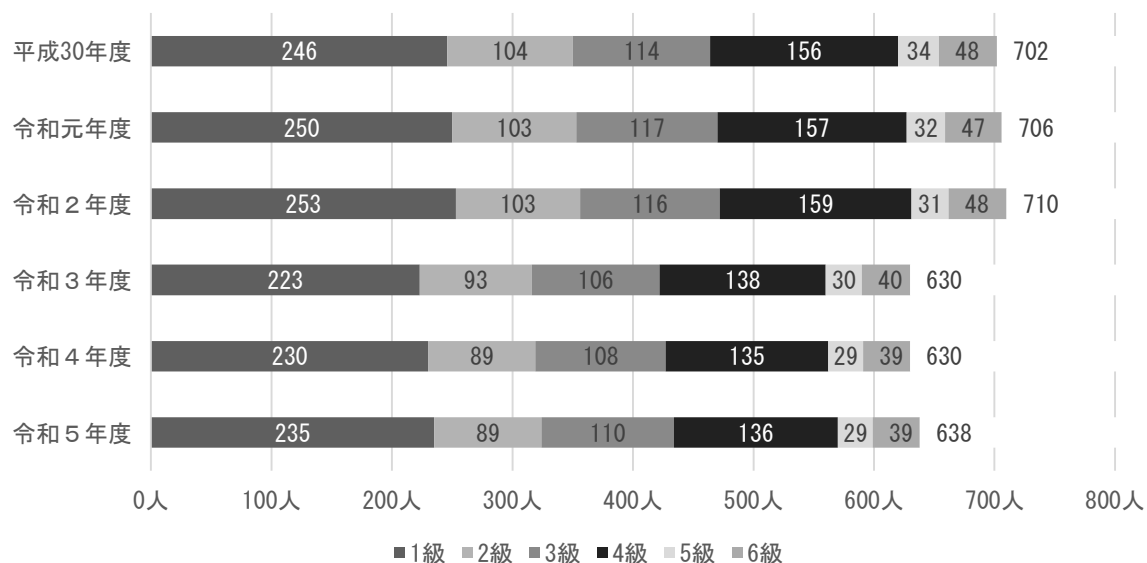
等級別にみると、1級が最も多く、次いで4級、3級となっています。また、年代別にみると、65歳以上が494人と全体の8割弱を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



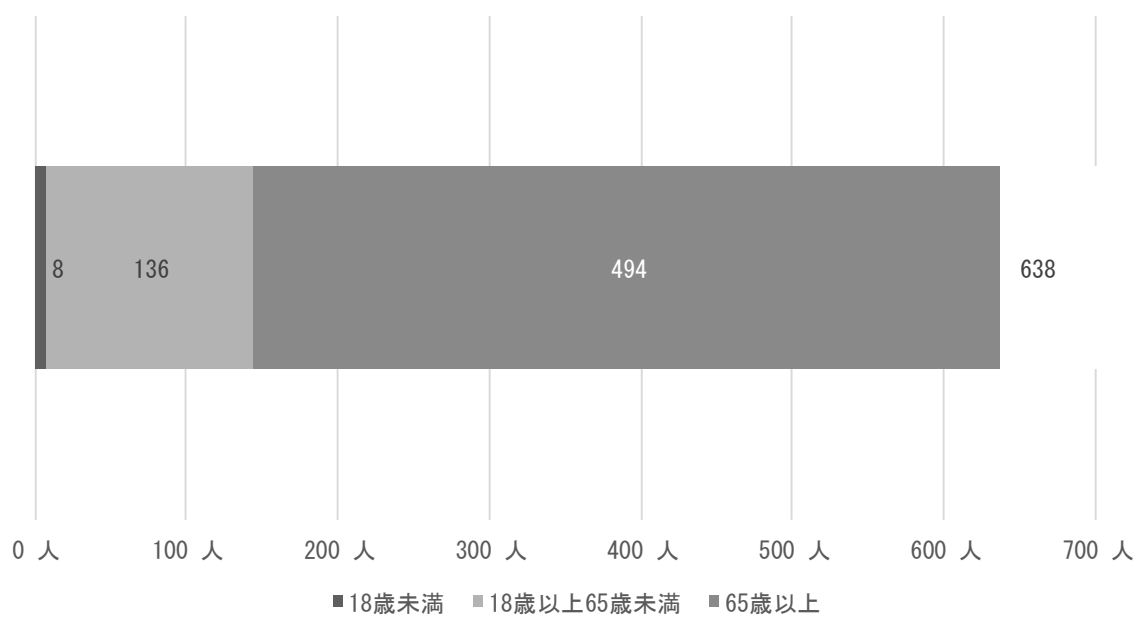
資料：石川町 保健福祉課（各年4月1日現在）

■等級別の身体障害者手帳所持者数の推移



資料：石川町 保健福祉課（各年4月1日現在）

■年代別の身体障害者手帳所持者数（令和5年度当初現在）



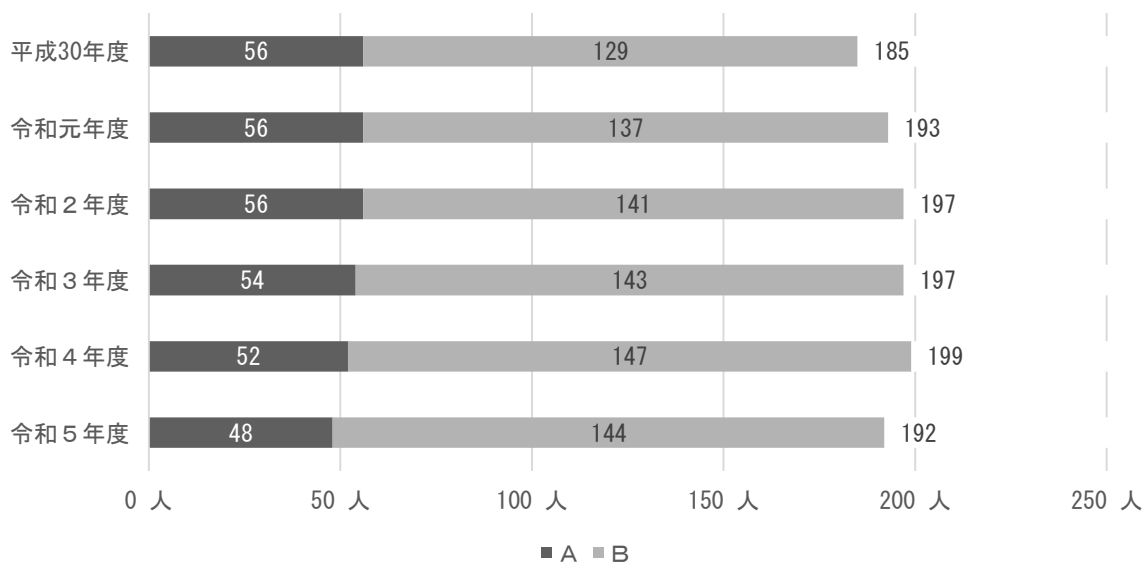
資料：石川町 保健福祉課

(4)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数を等級別にみると、Aが緩やかな減少傾向にある一方で、Bについては、令和5年度を除いて増加する傾向にあります。

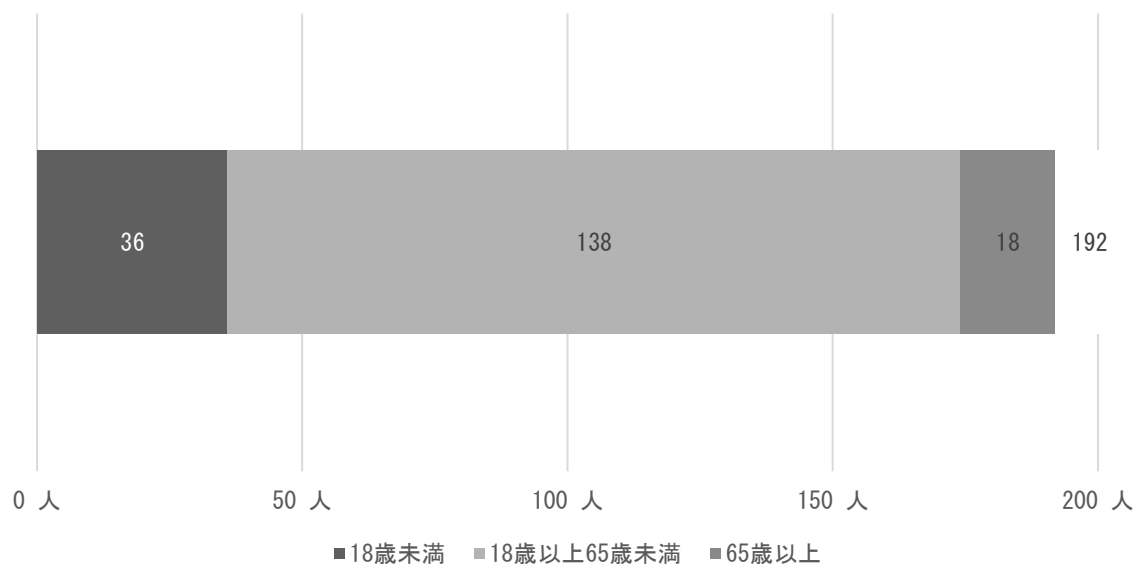
年代別でみると、18歳以上65歳未満が全体の7割程度を占めています。

■等級別の療育手帳所持者数の推移



資料：石川町 保健福祉課（各年4月1日現在）

■年代別の療育手帳所持者数（令和5年度当初現在）

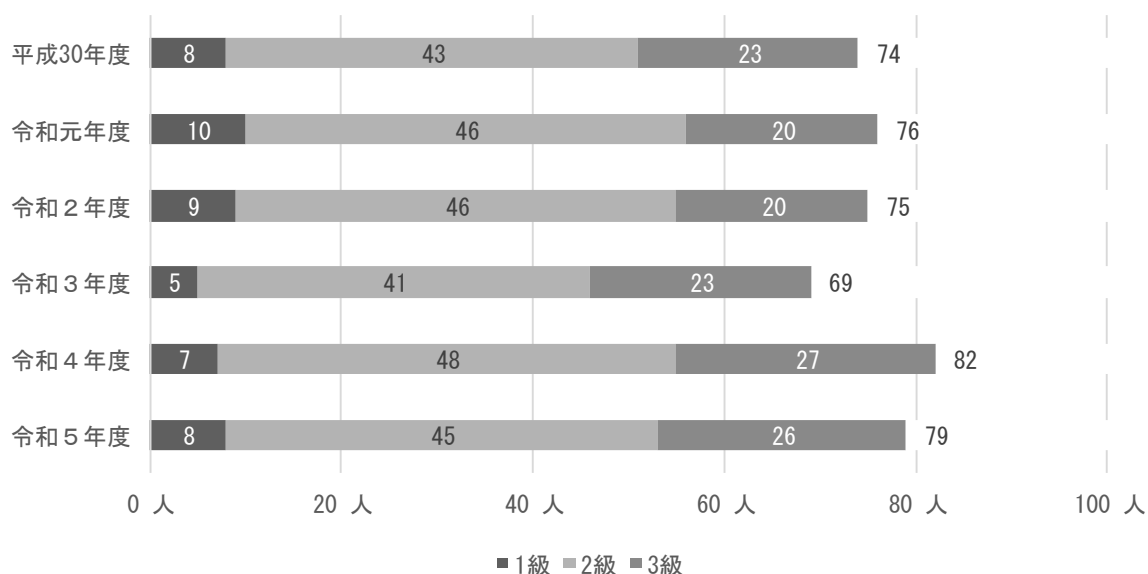


資料：石川町 保健福祉課

(5)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

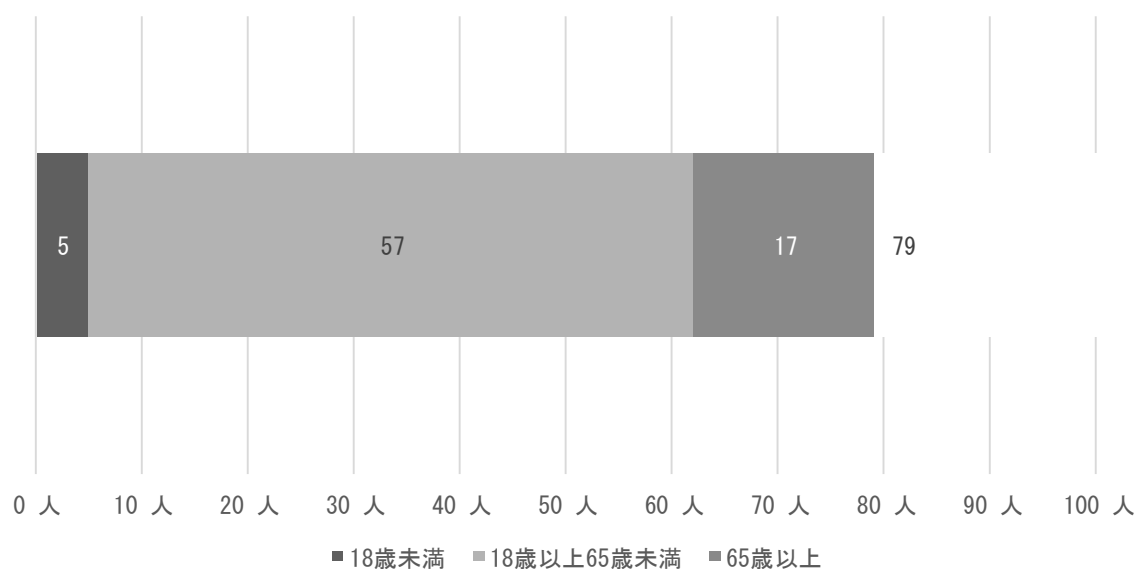
精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、2級が最も多く、全体の6割程度を占めています。また、年代別にみると、18歳以上65歳未満が57人と最も多く、次いで65歳以上が17人、18歳未満が5人となっています。

■等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：石川町 保健福祉課（各年4月1日現在）

■年代別の精神保健福祉手帳所持者数（令和5年度当初現在）



資料：石川町 保健福祉課

2. アンケート調査結果からみる状況

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、障がい者福祉の推進を図ることを目的に、障がいのある人の実情やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

調査対象者	配付数	有効回収数	有効回収率
石川町にお住いの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方から無作為抽出	500 件	215 件	43.0%

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、この報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定の設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(2)調査結果

①日常生活や福祉サービスについて相談するところについて

全体では「役場や保健センター、社会福祉協議会」が37.7%で最も多く、次いで「病院」が36.7%、「福祉施設や事業所、障がい者団体など」が21.4%となっています。

身体障がいの人では「役場や保健センター、社会福祉協議会」が41.7%で最も多く、知的障がいの人では「福祉施設や事業所、障がい者団体など」が52.5%で最も多くなっています。また、精神障がいの人では「病院」が41.9%で最も多くなっています。「相談できるところはない」という回答が全体で7.4%あり、石川地方障がい者基幹相談支援センターなど、相談機関の周知が課題となっています。

	全体 (n=215)	身体 (n=156)	知的 (n=59)	精神 (n=31)
役場や保健センター、社会福祉協議会	37.7	41.7	23.7	35.5
学校や保育所など	4.7	1.3	16.9	3.2
病院	36.7	37.2	27.1	41.9
福祉施設や事業所、障がい者団体など	21.4	10.9	52.5	19.4
相談支援事業所、居宅介護支援事業所	15.8	15.4	22.0	12.9
民生児童委員	4.7	5.8	1.7	9.7
親族や友人・知人など	13.5	14.1	8.5	12.9
相談できるところはない	7.4	8.3	3.4	6.5
不明・無回答	11.6	11.5	13.6	16.1

②外出時の支援について

全体では「支援は必要ない」が46.0%で最も多く、次いで「いつも支援が必要」が22.8%、「慣れた所には一人で行けるが、それ以外は支援が必要」が12.6%となっています。

知的障がいの人では「いつも支援が必要」が42.4%で最も多くなっています。

	全体 (n=215)	身体 (n=156)	知的 (n=59)	精神 (n=31)
支援は必要ない	 46.0	 51.3	 23.7	 51.6
いつもは一人で行けるが、調子が悪いときは支援が必要	 9.3	 9.6	 3.4	 19.4
慣れた所には一人で行けるが、それ以外は支援が必要	 12.6	 11.5	 18.6	 3.2
いつも支援が必要	 22.8	 18.6	 42.4	 12.9
不明・無回答	 9.3	 9.0	 11.9	 12.9

③災害時に困ることについて

災害時に困ることについては、「特になし」を除くと、全体では「障がいのため、周囲とコミュニケーションを取ることが難しい」が24.2%で最も多く、次いで「病院での治療や投薬が受けられない」が23.7%、「自力で安全なところまで避難できない」が21.9%となっています。

身体障がいのある人では「病院での治療や投薬が受けられない」が28.2%で最も多く、知的障がいの人では「障がいのため、周囲とコミュニケーションを取ることが難しい」が35.6%で最も多くなっています。また、精神障がいの人では「病院での治療や投薬が受けられない」と「障がいのため、周囲とコミュニケーションを取ることが難しい」がともに19.4%で最も多くなっています。

	全体 (n=215)	身体 (n=156)	知的 (n=59)	精神 (n=31)
病院での治療や投薬が受けられない	23.7	28.2	15.3	19.4
自力で救助を求めることができない	14.4	12.8	22.0	6.5
必要な福祉用具などが手に入らない（ストーマ用装具など）	5.6	7.1	6.8	0.0
自力で安全なところまで避難できない	21.9	23.1	25.4	6.5
障がいのため、周囲とコミュニケーションを取ることが難しい	24.2	24.4	35.6	19.4
その他	5.6	5.8	3.4	9.7
特になし	28.4	26.3	28.8	25.8
不明・無回答	20.5	19.2	18.6	25.8

④成年後見制度・権利擁護について

成年後見制度を知っているかどうかについては、全体では「聞いたことがあるが、よくわからない」が35.3%で最も多く、次いで「よく知っている」が17.7%、「聞いたことがなく、全くわからない」が17.2%となっています。

知的障がいの人では「聞いたことがあるが、よくわからない」が47.5%と他の障がいのある人よりも多くなっています。今後、成年後見制度の周知が課題となっています。

	全体 (n=215)	身体 (n=156)	知的 (n=59)	精神 (n=31)
よく知っている	17.7	21.2	6.8	19.4
ある程度知っている	14.0	16.0	8.5	12.9
聞いたことはあるが、よくわからない	35.3	31.4	47.5	29.0
聞いたことがなく、全くわからない	17.2	15.4	16.9	25.8
不明・無回答	15.8	16.0	20.3	12.9

⑤障がいのある人への差別について

障がいがあることで差別をされたり、嫌な思いをしたことについては、全体で「住んでいる地域での日常生活で」が37.5%で最も多く、次いで「外出したとき」が27.1%、「学校や職場にいるとき」が22.9%となっています。

知的障がいの人では「住んでいる地域での日常生活で」と「外出したとき」がともに41.7%で最も多くなっています。

	全体 (n=48)	身体 (n=39)	知的 (n=12)	精神 (n=9)
学校や職場にいるとき	22.9	23.1	33.3	11.1
住んでいる地域での日常生活で	37.5	38.5	41.7	44.4
契約などの手続きのとき	16.7	17.9	16.7	11.1
外出したとき	27.1	30.8	41.7	22.2
その他	18.8	17.9	0.0	22.2
不明・無回答	8.3	7.7	8.3	11.1

⑥就労について

仕事をするときに困っていること、不安に思うことについては、「特に問題はない」を除くと、全体では「収入が少ない」が34.9%と最も多く、次いで「体調の管理が難しい」が20.5%、「人間関係がうまくいかない」が12.0%となっています。知的障がいの人では、「通勤が不便」と「人間関係がうまくいかない」が21.1%と他の障がいの人よりも多くなっています。

	全体 (n=83)	身体 (n=62)	知的 (n=19)	精神 (n=13)
収入が少ない	34.9	37.1	36.8	30.8
勤務時間が長い	2.4	1.6	5.3	7.7
体調の管理が難しい	20.5	22.6	15.8	15.4
職場の設備が不便	1.2	0.0	5.3	0.0
通勤が不便	8.4	3.2	21.1	7.7
障がいに対する職場の理解が不十分	9.6	9.7	15.8	0.0
相談できる人が少ない（いない）	8.4	6.5	15.8	7.7
仕事を教えてくれる人がいない	2.4	1.6	5.3	0.0
仕事面で認めてもらえない	3.6	3.2	5.3	0.0
人間関係がうまくいかない	12.0	9.7	21.1	0.0
やりがいを感じられない	1.2	1.6	0.0	0.0
特に問題はない	34.9	40.3	15.8	30.8
不明・無回答	3.6	4.8	5.3	7.7

⑦ 介助や支援をしている方の不安について

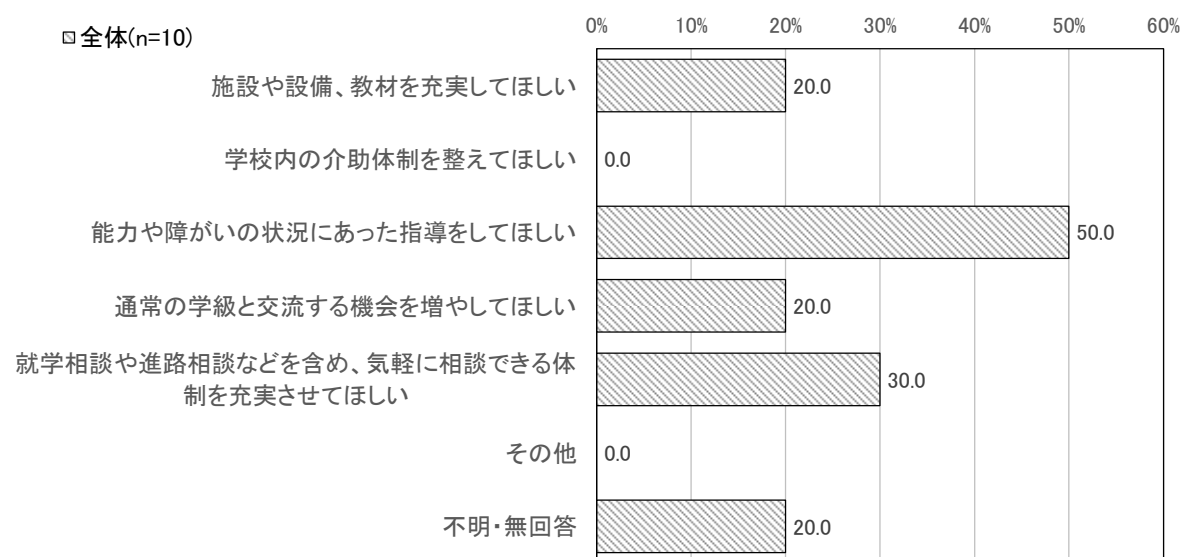
介助や支援をしている方の困っていることや不安なことについては、「不明・無回答」を除くと、全体では「本人の今後のこと」が23.7%で最も多く、次いで「自分の健康のこと」が23.3%、「自分の仕事のこと」が7.4%となっています。

知的障がいの人では「本人の今後のこと」が35.6%と、他の障がいの人よりも多くなっています。

	全体 (n=215)	身体 (n=156)	知的 (n=59)	精神 (n=31)
自分の健康のこと	23.3	26.3	18.6	22.6
自分の仕事のこと	7.4	8.3	6.8	6.5
自分の時間が取れない（休めない）	3.3	3.8	1.7	3.2
介助を手助けしてくれる人がいない	2.8	3.2	3.4	3.2
緊急時にみてくれる人がいない	7.0	7.1	6.8	9.7
本人の今後のこと	23.7	23.1	35.6	12.9
その他	1.9	0.6	3.4	6.5
不明・無回答	59.1	60.3	49.2	51.6

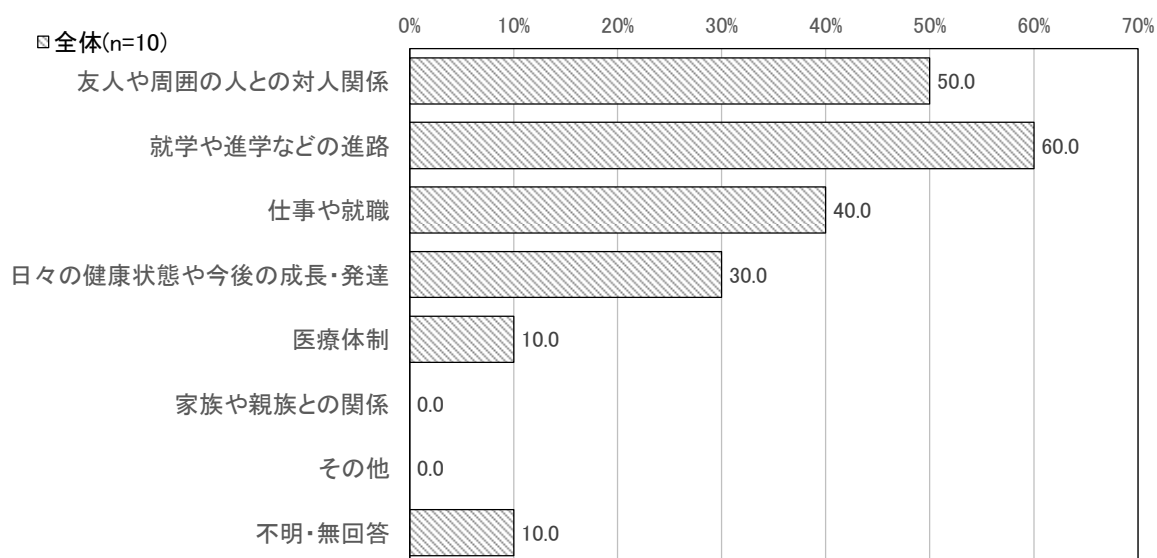
⑧保育・教育に望むことについて

保育・教育に望むことについては、全体では「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」が50.0%で最も多く、次いで「就学相談や進路相談などを含め、気軽に相談できる体制を充実させてほしい」が30.0%、「施設や設備、教材を充実させてほしい」と「通常の学級と交流する機会を増やしてほしい」が20.0%となっています。



⑨障がい児の保護者が心配していることについて

子どもの成長や発達で心配していることについては、全体では「就学や進学などの進路」が60.0%で最も多く、次いで「友人や周囲の人との対人関係」が50.0%、「仕事や就職」が40.0%となっています。



(3) アンケート調査結果からみた課題

①日常生活や福祉サービスについて相談するところについて	関係する施策
相談先として、日常生活のなかで関わりがあるところへの相談が多いことから、それぞれの組織や団体等が連携した相談体制が必要になります。	相談・情報提供の支援
②外出時の支援について	関係する施策
特に知的障がいの人で外出時の支援が必要となっています。今後、障がいのある人の社会参加を進めるためにも、支援が必要となっています。	生活支援サービスの充実
③災害時に困ることについて	関係する施策
災害などの非常時に、周囲との意思の疎通や医療体制、避難の難しさといった課題があることから、避難方法や避難所の運営について、十分な配慮が必要であると考えられます。	安心・安全な地域づくり
④成年後見制度・権利擁護について	関係する施策
成年後見制度についての知識や情報があまり知られていないことから、今後も継続的な周知活動が必要です。	障がいと障がいのある人への理解
⑤障がい者への差別について	関係する施策
普段の生活の場において差別される、あるいは嫌な思いをすることが多いことから、共生社会の実現のためには、身近な地域での理解促進が必要になります。	障がいと障がいのある人への理解
⑥就労について	関係する施策
収入が少ないことや体調管理、周囲との人間関係に課題があることから、障がいのある人への理解の向上や就労への支援が求められます。	雇用・就労の充実
⑦介助や支援をしている方の不安について	関係する施策
障がいのある人の将来、自身の健康や仕事についての不安を解消するために、今後、障がい者の親亡き後の支援等が必要となります。	生活支援サービスの充実
⑧保育・教育に望むことについて	関係する施策
障がいにあった指導や相談体制、施設等の充実を図るとともに、障がいの特性を早期に把握する支援体制が必要です。	育成と教育
⑨障がい児の保護者が心配していることについて	関係する施策
進路や対人関係への不安が挙げられていることから、各教育機関に対し、障がいへの理解を高める取り組みが求められます。	育成と教育

第3章 計画の方向性

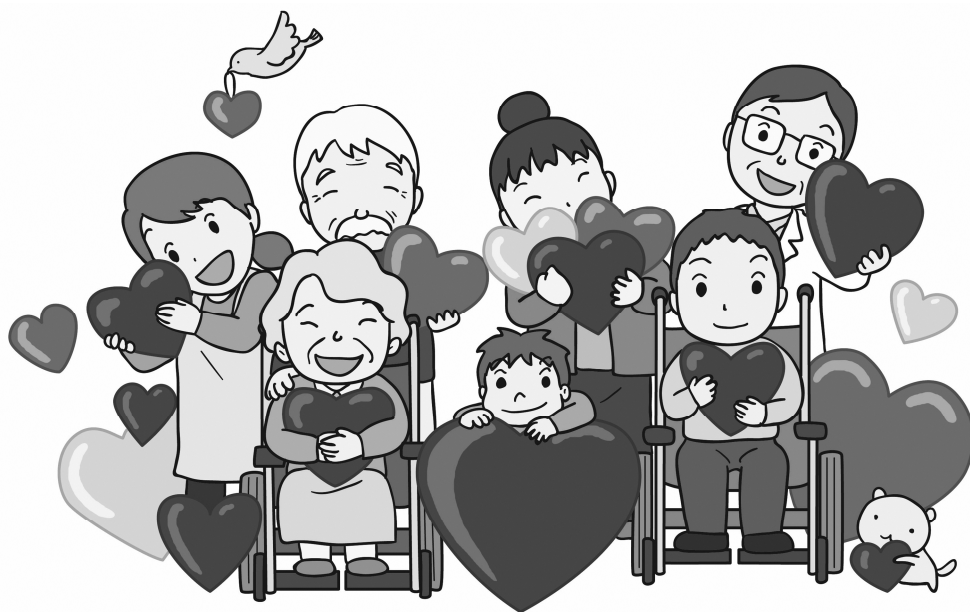
1. 基本理念

共に創り、支え合う、 一人ひとりが輝けるまち 石川町

本町では、障がいの有無に関わらず、誰もが支え合い、ともに地域の一員として、住み慣れた地域で一人ひとりが輝けるまちを目指します。

また、障がいのある人の自己選択と自己決定を尊重して、誰もがそれぞれの能力を発揮して、社会のさまざまな分野に積極的に参加することができる環境の整備を図ります。

そして、常に変化していく障がい（児）者の支援のニーズに対しては、行政とさまざまな民間の団体との協議と連携を図り、必要なサービスが必要な人に届く支援体制の構築を進めます。



2. 基本目標

基本目標1 暮らしを支える支援

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指して、障がいを予防する、あるいは軽減するための保健・医療施策の充実、障がいのある人の暮らしを支援する障がい福祉サービス等の提供、相談支援や情報提供、それらを充実させるための人材の育成に取り組みます。

基本目標2 育成と自立を目指す切れ目のない支援

障がいのある人がいきいきと暮らすことができるよう、それぞれの障がいの特性にあった療育¹や、ライフステージに沿った学校教育の体制整備、障がいのある人の自立と社会参加につながる雇用・就労の推進、暮らしに心の豊かさを与えるスポーツや文化芸術活動の機会の確保に取り組みます。

基本目標3 共生社会の実現に向けた地域づくり

障がいのある人も分け隔てなく地域社会の一員として生活することができるよう、社会的な環境の整備を進めるとともに、災害への対策や防犯対策といった安全対策、地域住民の障がいへの理解の促進、地域社会でのつながりを持ってお互いに支えあっていくための地域福祉の推進を図ります。

¹ 療育：身体や知的に障がいのある児童について早期発見と早期治療及び相談・支援を行うことにより、児童が持つ能力を有効に育て、自立生活に向かって育成すること。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策分野	
共に創り、支え合う、一人ひとりが輝けるまち 石川町	1 暮らしを支える支援	1. 生活支援サービスの充実	(1)自立支援給付サービスの推進 (2)地域生活支援事業の推進 (3)障がい児向けサービスの推進 (4)人材の育成と確保
		2. 相談・情報提供の支援	(1)その人にあった相談支援と必要な 情報提供の仕組みづくり (2)連携のとれた支援体制とネット ワークの強化
		3. 保健・医療の充実	(1)健康支援の推進 (2)医療サービスの促進 (3)障がいの早期発見・治療の推進
	2 育成と自立を目指す 切れ目のない支援	1. 育成と教育	(1)育ちを継続的に支援する取り組 みの充実 (2)可能性を伸ばす教育の推進
		2. 雇用・就労の充実	(1)雇用の促進 (2)就労につなげる取り組みの充実
		3. 社会参加の支援	(1)生涯学習・スポーツ活動・文化芸 術活動等への参加促進 (2)障がい者団体の活動支援
	3 共生社会の実現に 向けた地域づくり	1. 障がいと障がいのある人 への理解	(1)障がいについての啓発と交流活 動の促進 (2)支え合い活動の促進 (3)社会のさまざまな場面における 障がい者差別の解消 (4)権利擁護の推進
		2. 安心・安全な地域 づくり	(1)公共施設等の整備促進 (2)安全対策の推進

第4章 障がい者計画

1. 計画の見直しにあたっての評価と検証

基本目標1 暮らしを支える支援

施策1-1 生活支援サービスの充実

現状と取り組み内容

- 生活介護や就労継続支援では新しい事業所の参入もあり、サービスの希望に応じることができました。
- 相談支援専門員と協力し、情報提供や障がい福祉サービスの利用支援を行い、障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう支援を行いました。
- 成年後見制度利用支援事業において、要綱を改正し、町長申し立て以外にも費用の助成ができるようになりました。
- タブレット端末を活用した遠隔手話通訳の実施や手話通訳者の派遣、日常生活用具給付等事業による用具の給付や貸与を行いました。

今後の課題

- 成年後見制度法人後見支援事業において、法人後見を担える団体がなく、中核となる機関の整備が必要となっています。
- 手話奉仕員養成研修事業による養成研修が実施できませんでした。今後は養成研修の実施が課題となっています。

施策1-2 相談・情報提供の支援

現状と取り組み内容

- 「石川町障がい福祉ハンドブック」を活用した、制度やサービスの案内と手続きを行ってしました。
- 石川地方地域自立支援協議会の事業所部会において、毎年、事業所合同説明会・相談会を開催しました。
- 石川地方地域自立支援協議会において、各部会が定例会を開催し、情報の共有を図りました。

今後の課題

- 「石川町障がい福祉ハンドブック」と本町のホームページでの情報提供が十分ではありませんでした。今後、毎年度ごとのハンドブックの改訂とホームページを活用した情報提供が求められます。

施策 1-3 保健・医療の充実

現状と取り組み内容

- 民生児童委員等を対象とした「ゲートキーパー養成講座」を開催し、自殺対策に関する知識の普及を図りました。
- 保健協力員を対象とした研修会を開催し、健康づくりに関する知識の普及を図りました。
- 精神科医による相談会を定期的に開催し、本町の広報誌やホームページで周知を図りました。
- 自立支援医療等の医療費助成制度の利用促進を図り、利用者が増加傾向にあります。
- 乳幼児健診などでの細やかな対応及び相談業務で、育児不安の解消や育児の支援に努めました。
- 産婦人科医や小児科医、助産師によるオンライン相談事業を開始し、相談体制の充実を図りました。

今後の課題

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、健康診査の受診率が低下しています。積極的な受診を勧めるなどの対応により、疾病等の早期発見と早期治療に結びつける必要があります。

基本目標2 育成と自立を目指す切れ目のない支援

施策2-1 育成と教育

現状と取り組み内容

- 石川地方地域自立支援協議会子ども部会が作成し、石川郡5町村が共通で使用しているサポートファイル「フェイスファイル」の活用により、一貫した支援体制づくりを図りました。また自立支援協議会子ども部会で「フェイスファイル」についての勉強会を開催しています。
- 障害児就学指導審議会（教育支援委員会）において、学校、保護者、関係機関との連携を行い、適正な就学指導を行いました。
- 特別支援学級及び通級指導教室を設け、個々の障がいに応じた個別の教育支援が可能な環境を整備しました。

今後の課題

- 障がい児の放課後児童クラブの利用を進めるために、保健福祉課、教育課とが連携し、放課後児童クラブの指導員を対象とした療育についての学習会の開催が必要です。

施策2-2 雇用・就労の充実

現状と取り組み内容

- 雇用機会の充実を目的に、石川地方地域自立支援協議会就労部会において、企業との意見交換会を開催しました。
- 障害者優先調達推進法により、障がい者就労施設からの物品の調達を行いました。

今後の課題

- 雇用機会の確保についての情報共有はできましたが、具体的な雇用機会の確保までは至らなかったことが課題となっています。
- 福祉的就労から一般就労へ向けた体制が整っておらず、就労移行支援事業者の参入が必要となっています。
- 職業訓練の充実については、これまでの体制が十分ではなく、具体的な支援方法についての検討が必要です。

施策2-3 社会参加の支援

現状と取り組み内容

- スロープや多目的トイレの設置など、町内の各施設については、バリアフリー化が進められています。
- 地域の文化祭の作品展示には、毎年、支援学校や障がい者施設にも参加を呼び掛けています。
- イベントや行事等の参加については、身体障がい者福祉会の活動に積極的に参加しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、近年の給付実績はありませんが、障がい者団体が企画、運営する行事等にも「石川町自発的活動支援事業補助金交付要綱」により助成を行っています。

今後の課題

- 地域活動支援センターの設置について検討が始まりましたが、圏域での設置を目指した取り組みが必要となっています。



基本目標3 共生社会に向けた地域づくり

施策3-1 障がいと障がいのある人への理解

現状と取り組み内容

- 障がいに対する正しい知識と認識の向上に関しては、毎年、町内の小学校で「障がい者・高齢者理解教室」を開催しています。
- 各種の講座やイベントを企画するにあたっては、障がいのある人が参加できるよう配慮しています。
- 障がいのある人への虐待の相談については、役場や基幹相談支援センターを受付窓口とし、関係機関との連携を図りながら対応をしています。

今後の課題

- 小中学校と特別支援学校との交流については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、実施できませんでした。今後、交流の機会を設けるように努める必要があります。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に関しては、取り組むことができませんでした。今後、中核機関の整備とその運営方法についての検討が必要です。

施策3-2 安心・安全な地域づくり

現状と取り組み内容

- バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方に基づく、公共施設の整備に取り組みました。
- 災害時に自ら避難することが困難な人たちをあらかじめ把握するため、避難行動要支援者名簿を毎年作成しています。

今後の課題

- 災害時等の対応にあたっては、あらかじめ防災担当と福祉担当が連携し、障がいのある人などへの配慮をさらに進めることが重要です。

2. 施策の展開

基本目標1 暮らしを支える支援

施策1-1 生活支援サービスの充実

(1) 自立支援給付サービスの推進

障がいのある人でも地域で安心して暮らしていくため、障がい福祉サービスをはじめとした自立支援給付サービスを提供します。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	訪問系サービスの提供	担当課	保健福祉課
	障がいのある人が住み慣れた地域で生活するために、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などのサービスの提供に努め、在宅での生活の支援をします。		
2	日中活動系サービスの提供	担当課	保健福祉課
	生活介護、就労継続支援、自立訓練等といったサービスの提供を図るとともに、日常生活での社会参加を進め、充実した生活を送れるよう支援します。		
3	居住系サービスの提供	担当課	保健福祉課
	主として夜間に支援を受けながら生活や訓練を行うことで、障がいのある人の生活全般について、地域での生活への移行を踏まえつつ支援します。		
4	相談支援の提供	担当課	保健福祉課
	計画相談支援等の支援を行い、障がいのある人の状況に応じた障がい福祉サービス等をマネジメントし、一定期間ごとにモニタリングを行います。		
5	補装具の提供	担当課	保健福祉課
	身体機能を補完、代替する補装具の購入、修理等の費用を給付します。		
6	自立支援医療の提供	担当課	保健福祉課
	精神疾患のある人の通院医療に係る医療費の支給を行う精神通院医療や、身体の障がいを除去、軽減する治療に係る医療費の支給を行う更生医療と育成医療を提供します。		

(2)地域生活支援事業の推進

障がいの有無に関わらず、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう利用者の状況を踏まえつつ、事業を推進します。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	理解促進研修・啓発事業	担当課	保健福祉課
	障がいのある人への理解を深めるために、広報活動や研修会等の実施により啓発を図ります。		
2	自発的活動支援事業	担当課	保健福祉課
	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域で行う活動に対して支援を行います。		
3	相談支援事業	担当課	保健福祉課
	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援などを行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。		
4	基幹相談支援センターの整備	担当課	保健福祉課
	相談支援の中核的役割を担い、相談支援専門員等への専門的な助言や人材育成、関連機関と連携した相談支援体制の強化等を実施します。		
5	成年後見制度利用支援事業	担当課	保健福祉課
	判断能力が十分ではない人の財産管理やサービスの利用契約などに後見人等の援助が必要な場合に、申し立てに必要な費用を助成します。		
6	成年後見制度法人後見事業	担当課	保健福祉課
	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するため、実施団体に対する研修や実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の確保を行います。		
7	意思疎通支援事業	担当課	保健福祉課
	意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳などの方法で円滑な意思疎通が図れるように支援を行います。		
8	日常生活用具給付等事業	担当課	保健福祉課
	障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与します。		
9	手話奉仕員養成研修事業	担当課	保健福祉課
	聴覚障がいのある人との交流を促進するために、本町の広報活動等の支援者としても期待される手話奉仕員 ¹ の養成研修の開催を具体的に検討します。		
10	移動支援事業	担当課	保健福祉課
	社会生活を送るうえで必要不可欠な外出や余暇活動等、就労を含めた社会参加のための外出が円滑に行えるように支援します。		
11	地域活動支援センター事業	担当課	保健福祉課
	障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するために、石川地方地域自立支援協議会でその設置に向けた検討を進めます。		

¹ 手話奉仕員：手話奉仕員養成講座を修了し、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した人。

12	点字図書給付事業	担当課	保健福祉課
	視覚障がいのある人にとって、重要な情報の入手手段である点字図書を給付します。		
13	日中一時支援事業	担当課	保健福祉課
	障がいのある人の家族の就労支援や介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、日中における活動の場を確保します。		
14	訪問入浴サービス事業	担当課	保健福祉課
	身体障がいのある人の生活を支援するために、自宅に訪問しての入浴サービスの提供を行います。		
15	生活サポート事業	担当課	保健福祉課
	障がい福祉サービスの介護給付、介護保険制度による居宅介護のいずれも受けられない人のために、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を総合的に行うことを目的としてホームヘルパーの派遣を行います。		
16	更生訓練費給付事業・就職支度金給付事業	担当課	保健福祉課
	障がい福祉サービスの自立訓練、または就労移行支援を利用し、一定の要件を満たした人に、その訓練を効果的に受けられるように更生訓練費、または就職支度金を支給します。		
17	障害者自動車運転免許取得費助成事業	担当課	保健福祉課
	就労などの社会参加の促進を図るため、自動車の運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。		
18	身体障害者用自動車改造費助成事業	担当課	保健福祉課
	社会活動への参加や就労に伴い、身体障がいのある人が所有し運転する自動車を本人の体に合わせて改造する場合に、改造に要する費用を助成します。		



(3)障がい児向けサービスの推進

障がい児の成育に応じて必要となる支援として、通所支援や相談支援等のサービスを提供します。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	障害児通所支援	担当課	保健福祉課
	サービス提供事業所に通所することで、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のための必要な訓練、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等の療育支援を行います。		
2	障害児相談支援	担当課	保健福祉課
	障がい児とその保護者がサービスを適切に利用できるよう、状況に応じたサービス等をマネジメントし、一定期間ごとにモニタリングを行います。		
3	障害児入所施設	担当課	保健福祉課
	障がい児の保護及び日常生活の指導、自立した生活に必要な知識や技能の提供を行うため、児童相談所と連携して対応します。		

(4)人材の育成と確保

障がい福祉サービス等の万全な提供体制を維持するために、研修会等への参加や人材育成のための養成講座を開催し、障がい福祉に携わる人材育成を推進します。また、障がい福祉サービスの質の維持と向上を図るために、障がい福祉サービスに従事する人への支援体制づくりに努めます。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	支援のための資質向上を目的とした研修参加	担当課	保健福祉課
	国や県が開催する、障がい福祉に関連する研修等に積極的に参加し、職員の窓口対応やサービス提供の質の向上を図ります。		
2	障がい福祉に携わる人材の育成	担当課	保健福祉課
	石川地方地域自立支援協議会等と連携し、障がい福祉に従事する人材の養成と定着に向けた取り組みを推進します。また、手話通訳者や要約筆記者の養成に努めます。		
3	相談支援専門員の養成	担当課	保健福祉課
	相談支援専門員の計画的な養成と確保を図るとともに、障がいのある人の立場を踏まえた相談対応が行えるように、相談対応の質の向上を目指します。		

施策1-2 相談・情報提供の支援

(1)その人にあった相談支援と必要な情報提供の仕組みづくり

●相談体制の充実●

障がいのある人が地域で生活するうえで、日常生活における困りごとを相談する窓口の利用を促進します。地域生活支援事業をはじめ、相談体制の充実を図るとともに、医療機関や福祉施設、教育機関等と連携した相談対応ができるよう体制づくりに努めます。

●計画相談支援の推進●

計画相談支援については、障がい福祉サービスの利用者数が増加傾向にありニーズも高いことから事業の拡大を図り、サービス利用者の相談支援体制の整備に努めます。また、相談支援事業者³との連携を強化し、適切なケアマネジメントができるように働きかけます。

●情報提供の充実●

障がいのある人が日常生活を送るうえで必要な情報を十分に入手できるように周知を図ります。また、障がい福祉の制度やサービスを掲載したハンドブックを作成し、サービスに関する情報の提供に努めます。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

	障害者相談支援事業	担当課	保健福祉課
1	障がいのある人の日常生活における相談支援や情報提供、障がい福祉サービス等の利用援助を行う体制の維持に努めます。		
	基幹相談支援センター事業	担当課	保健福祉課
2	相談支援の拠点として各相談支援事業者と連携しながら、障がいのある人のニーズに対応した総合的かつ専門的な相談支援や情報提供を実施します。		
	計画作成とモニタリングのための体制づくり	担当課	保健福祉課
3	障がい福祉サービス利用者の適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成や定期的なモニタリングが行えるような相談支援体制のあり方を検討します。		
	石川町障がい福祉ハンドブックの活用など	担当課	保健福祉課
4	障害者手帳の交付時などにハンドブックを配り、制度や各種サービスの周知を図るとともに、障がいの種別に応じた説明を行います。また、定期的にハンドブックの改訂を行うとともに、本町のホームページの活用を進めます。		
	障がいに関する情報提供と広報活動	担当課	保健福祉課
5	障がいのある人のニーズに応じた情報提供を行うために、本町の広報誌やホームページを適宜更新することで、本町の障がい福祉施策の周知に努めます。		

³ 相談支援事業者：主に、障がい福祉サービス等の利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や指定障害児相談支援事業者、地域生活への移行に向けた支援等を行う指定一般相談支援事業者の総称。

(2)連携のとれた支援体制とネットワークの強化

●サービスの質の向上とネットワーク体制の強化●

担当課と関係各課、相談支援事業者等が連携し、柔軟に対応できる体制を構築します。

●共生型サービスの活用●

共生型サービスは、介護保険サービス事業者が障がい福祉サービスを提供しやすくする取り組みです。介護が必要な高齢者や障がいのある大人や子どもが、同じ事業所でサービスを利用することができるため、障がい福祉サービスから介護サービスへの移行による事業所の変更がなくなることから、その普及を図ります。

●経済的支援策の周知●

障がいのある人の生活を経済的に支え、かつ、社会参加の促進を図るため、障がいのある人が受給可能な障害年金や各種手当制度、重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療制度等の公費負担医療制度、生活福祉資金貸付制度等の周知に努めます。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	石川町地域福祉ネットワーク事業	担当課	保健福祉課
	地域住民同士の意識づけや見守り等の活動、関係機関との連携強化により、障がいの有無に関わらず、安心して暮らせる地域づくりを目指します。		
2	ケア会議の開催	担当課	保健福祉課
	保健、医療、福祉、教育等の関係機関で構成されるケア会議を開催し、連携して多岐にわたる障がいの課題を検討します。		
3	石川地方地域自立支援協議会における連携	担当課	保健福祉課
	石川地方地域自立支援協議会において、保健、医療、福祉、教育の関係機関、民生児童委員といった地域福祉を支える機関等との連携と情報共有を進め、地域における障がい者（児）への支援のあり方を協議していきます。		
4	緊急通報システム運営事業	担当課	保健福祉課
	ひとり暮らしの高齢者や重度の身体障がいのある人などが、急病や事故等の緊急時に使用する緊急通報システムの導入を支援します。		
5	年金や手当制度の周知	担当課	保健福祉課
	障害年金等の公的年金制度や各種手当の制度の周知を図ります。		
6	生活福祉資金貸付事業の周知	担当課	保健福祉課
	社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業の周知を図るとともに、その利用の促進に努めます。		
7	各種割引制度等の周知	担当課	保健福祉課
	税の減免制度や公共交通機関等の料金の割引制度等の周知を図ります。		
8	移動に係る費用の助成	担当課	保健福祉課
	「タクシー利用券」の交付や人工透析患者の通院交通費助成などの制度の普及を図り、経済的負担の軽減を図ります。		

施策1-3 保健・医療の充実

(1)健康支援の推進

●保健活動の充実●

精神障がいのある人の状況等を把握して必要な相談につながるように、関係機関との連携確保に努めます。また、発達障がいの知識について周知を図るとともに、教育委員会や関係機関とのネットワークづくりを継続して進めます。

●こころの健康づくりへの取り組み●

町民のこころの健康づくりを促進するため、講演会の開催やリーフレットの全戸配布などを行い、その啓発に努めます。

●障がいのある人とその家族の健康の維持●

障がいのある人の加齢により、家族等の介助者も高齢化しています。相談支援等の機会などに、障がいのある人とその家族の健康状態の把握に努め、必要に応じて相談、指導につなげます。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	精神保健事業の推進	担当課	保健福祉課
	精神疾患の早期治療と治療継続、社会復帰を目的に、健康相談や家族への支援等を行います。また、講演会等の開催により正しい知識の普及を図るとともに、関係機関との連携を推進します。		
2	ゲートキーパー養成講座の開催	担当課	保健福祉課
	さまざまな悩みを抱えている人に気づき、適切に対応できる人材を養成するために、ゲートキーパー養成講座を開催します。		
3	地域保健事業の実施	担当課	保健福祉課
	保健協力員の協力を得て、地域住民の健康の維持と増進、公衆衛生の向上を図ります。また、事業の実施に必要な啓発活動にも取り組みます。		
4	訪問指導の実施	担当課	保健福祉課
	障がいのある人に対し、相談対応のための訪問指導を行います。		
5	精神科医による相談会	担当課	保健福祉課
	町民にとって身近な場所での相談の機会を設けるために、精神科医による相談会を定期的に開催します。また、相談会についての周知を図ります。		
6	運動サロン等の活動支援	担当課	保健福祉課
	運動サロン等の取り組みを支援し、リハビリテーションの充実を図るとともに、障がいのある人の社会参加と仲間づくりを進めます。		

(2)医療サービスの促進

●医療費助成制度の利用促進●

公的医療保険や自立支援医療等の医療費助成制度が適切に利用されるように、相談等を含めてきめ細やかに対応するよう努めます。

●かかりつけ医の制度の推奨●

障がいのある人には、日常生活と医療を切り離せない人もあることから、かかりつけ医を持つことを勧めていきます。

●リハビリテーションの推進●

身体機能の低下を軽減し自立した生活を送るために、リハビリテーションの機会の確保に努めます。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	医療費助成制度の利用促進	担当課	保健福祉課
	障がいのある人が適切な医療を受けることができるように、自立支援医療等の医療費助成制度の利用促進を図ります		
2	在宅重度障害者対策事業の実施	担当課	保健福祉課
	重度の障がいがある人が、在宅で生活するために必要な治療材料や衛生材料の購入費用の一部を助成します。		

(3)障がいの早期発見・治療の推進

●障がいの発生予防、早期発見とフォローの推進●

障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療を推進するために、各種健康診査や育児、健康相談等を行い、町民が健やかに生活できるよう支援するとともに、障がいに関する不安解消に努めます。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	各種健康診査の実施	担当課	保健福祉課
	障がいの原因となる、生活習慣病などの早期発見、早期治療のために各種健康診査を行います。また、その結果に基づいて適切な保健指導を行います。		
2	母子保健事業の充実	担当課	保健福祉課
	妊婦保健指導や乳幼児健康診査を行い、育児不安の解消や支援を行います。また、専門機関での相談が必要と思われるケースの早期発見に努め、適切な助言と支援を行います。		
3	乳幼児健康診査後のフォロー体制の強化	担当課	保健福祉課
	発達の遅れや障がい等が考えられる乳幼児とその保護者に対し、継続して健康相談や育児相談等の対応を進めます。また、言葉や発達に対する専門職である言語聴覚士、臨床心理士、保健師等による相談会を実施し、フォロー体制の強化を図ります。		

基本目標2 育成と自立を目指す切れ目のない支援

施策2-1 育成と教育

(1)育ちを継続的に支援する取り組みの充実

●支援が必要な児童の療育と家庭への支援体制の充実●

発達において経過観察や支援が必要な児童に対し、継続的に訪問等による相談や指導に努め、現状の把握や今後の支援など、適切な対応ができるよう、個別の支援体制の強化を図ります。また、就学前の障がい児を対象に各関係機関と連携し、障がい児の成長段階や障がいの程度に応じた情報提供、相談、療育を踏まえた体制づくりに取り組みます。

●障がい児支援体制の充実●

児童の成長を記録できるサポートファイルを新生児全員に配布し、進学など、成育の段階に応じた支援体制の切れ目の情報共有を円滑に行うことで、障がい児の成長に応じた療育の充実を図ります。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	サポートファイル「フェイスファイル」の活用	担当課	保健福祉課
	石川地方地域自立支援協議会子ども部会が作成したサポートファイル「フェイスファイル」を新生児全員に配布し、子どもの成長について記録することで、必要な情報の共有を容易にし、連続性と一貫性のある障がい児への支援体制の確立に取り組みます。また、サポートファイルの改訂についても検討します。		
2	療育の体制整備	担当課	保健福祉課 教育課
	子どもの発達に不安を抱える保護者や保育者、教員等に対する相談体制の整備を図ります。また、圏域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターの設立について、石川郡5町村において検討を行います。		
3	保育所等訪問支援事業の体制整備	担当課	保健福祉課 教育課
	積極的な療育支援を行うために、保育者や教員等への事業の周知と療育支援に関する学習機会の提供を実施できるよう整備を図ります。		
4	保護者への支援	担当課	教育課
	障がい児の保護者への支援として、放課後児童クラブの指導員に療育についての学習機会を設け、障がい児の利用促進を図ります。		

(2)可能性を伸ばす教育の推進

●適正な就学指導●

心身障害児就学指導審議会と教育支援委員会の連携により適正な就学指導に努め、障がい児の教育環境の向上を推進します。

●教育環境の整備●

それぞれの障がい児の特性に応じた教育を行うため、特別支援学級での教育及び指導の内容の充実を図ります。また、特別な支援を必要とする児童に対し、指導補助などを行う特別支援教育支援員を配置し、教育環境の向上に努めます。

●発達障がいについての知識の普及●

発達障がいについての正しい知識と、理解の啓発に努めます。また、庁内関係各課及び学校等において、発達障がいに関する研修の実施とネットワークづくりを進めます。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

	適正な就学指導の実施	担当課	教育課
1	心身障害児就学指導審議会及び教育支援委員会において、それぞれの障がい児の特性を踏まえた教育への支援について検討を行い、適正な就学指導を行います。		
	特別支援教育の充実	担当課	教育課
2	障がい児の自立と社会参加に向けて、生活や学習困難を改善、または克服するために、特別支援学級及び通級による教育の充実に取り組みます。		
	特別教育支援員の配置	担当課	教育課
3	教師だけでは十分な支援が困難な場合は特別教育支援員を配置し、個別に支援が必要な児童に対し、学習支援や学習活動上の安全確保に努めます。		
	学校施設の整備	担当課	教育課
4	障がい児が安全に学校生活を送ることができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に立った学校施設の整備に努めます。		

施策2-2 雇用・就労の充実

(1)雇用の促進

●障がい者雇用に対する意識の向上●

企業などに対して、障がいのある人の就労に対する意識の向上を促すとともに、ジョブコーチや就労定着支援事業を活用した、雇用の促進に努めます。

●行政での障がい者の雇用●

本町においても、地方公共団体での障がい者の法定雇用率の達成に向けて、計画的な採用を行います。また、障がいのある人が働きやすい職場づくりを進めます。

●優先調達の実施●

障害者優先調達推進法により、障がい者就労施設等からの物品購入や業務委託を計画的に行い、その拡大に努めます。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	就学から就労への移行支援	担当課	保健福祉課
	石川地方地域自立支援協議会就労部会等において学校や関係機関が連携し、就学から就労に向けた移行支援体制の充実に努めます。		
2	雇用機会の確保	担当課	保健福祉課
	石川地方地域自立支援協議会就労部会において情報の共有を図り、就労支援機関と連携し、障がいのある人や企業等への情報提供を進め、雇用機会の充実に努めます。また、本町においても、障がい者雇用の促進に努め、障がいのある人が働きやすい職場づくりを進めます。		
3	障がい者就労施設等からの物品の調達	担当課	保健福祉課
	障害者優先調達推進法により本町としての調達方針を定めるとともに、障がい者就労施設等からの物品調達や業務委託を進めます。		

(2)就労につながる取り組みの充実

●職業リハビリテーションへの取り組み●

就労支援機関や障がい福祉サービスを利用し、時代の要請に対応した技能の取得と向上を図る等、就労に向けた準備を促します。また、サービス提供事業所の新規参入や事業の拡充を促進し、就労支援の充実に努めます。

●職業相談体制の整備●

ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関との連携による支援体制の充実を進め、職業相談や職業紹介に努めます。また、就労前から就労後を通じての相談支援に努めます。

●関係機関との連携体制の強化●

障がいのある人の一般就労を促進するため、石川地方地域自立支援協議会等のネットワークを活用し、特別支援学校等の教育機関、県の教育事務所、ハローワーク等の就労支援機関、医療機関、就労系事業所、企業等との情報交換を進め、連携を図ります。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	一般就労に向けた支援	担当課	保健福祉課
	石川地方地域自立支援協議会と企業等との意見交換会の開催等により、障がい者雇用への対応と障がい者雇用への理解の向上を図ります。また、就労定着を目的に、ジョブコーチなど、障がいのある人の就労に関わる支援者の確保に努めます。		
2	就労系事業所の参入促進	担当課	保健福祉課
	就労移行支援事業所などの就労系事業所の新規参入を促進するとともに、福祉的就労からの一般就労に向けた支援体制の充実を図ります。		
3	障害者自動車運転免許取得費助成事業・身体障害者自動車改造費助成事業	担当課	保健福祉課
	障がいのある人が自動車運転免許の取得に要する費用や身体障がいのある人の体に合わせた自動車の改造に要する費用を助成し、障がいのある人の社会活動への参加を支援します。		
4	職業訓練の実施についての検討	担当課	保健福祉課
	障がいのある人が就労に必要な技術や能力を身につけることを目的に、就労支援機関や就労系事業所と連携し、具体的な支援体制について検討します。		

施策2-3 社会参加の支援

(1)生涯学習・スポーツ活動・文化芸術活動等への参加促進

●障がいのある人の生涯学習講座などへの参加促進●

生涯学習講座等の開催を周知する際、障がいのある人の特性に配慮した方法で周知を行うよう努めます。また、その開催にあたっては、学習への支援を行うボランティアなどを確保し、配慮します。

●障がいのある人のスポーツや文化芸術活動等のレクリエーション活動の推進●

障がいのある人も参加しやすいスポーツ種目や文化芸術活動等のレクリエーション活動を検討し、それらを楽しめる機会づくりに努めます。また、各種の障がい者スポーツ大会への参加や障がいのある人が開催・参加する作品展・文化展等を支援します。

●地域活動への参加促進●

障がいのある人がまちづくりに関する審議会やボランティア活動といった、さまざまな活動に加わることができるように努めます。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	生涯学習講座やスポーツ活動の充実	担当課	生涯学習課
	必要に応じて各種団体と連携し、障がいのある人も参加しやすい開催方法を検討するとともに、その内容の充実に努めます。		
2	文化芸術活動機会の充実	担当課	生涯学習課
	障がいのある人が開催・参加する作品展・文化展等を支援します。		
3	各種の活動や行事への参加の促進	担当課	保健福祉課
	スポーツ大会やボランティア活動など、各種の活動や行事に参加できるように開催情報を周知し、障がいのある人の参加を促進します。		

(2)障がい者団体の活動支援

●障がい者団体の活動支援●

障がい者団体の活動の紹介や情報提供等、活動支援に努めます。また、障がい者団体の意見を求めながら、障がい者団体相互の交流や活動が活発になるように調整、連携を図ります。

●各種行事等への参加の促進●

各種開催している行事等に多くの町民の参加を促進し、地域住民との交流機会の場を増やすとともに障がいのある人と関係機関との関係づくりに努めます。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	自発的活動支援事業補助金の交付	担当課	保健福祉課
	「石川町自発的活動支援事業補助金交付要綱」により、障がい者団体が企画、運営する行事などに対して補助金を交付します。		
2	社会参加の促進と支援	担当課	保健福祉課
	障がいのある人がさまざまな活動や行事に参加しやすくなるよう努めるとともに、障がい者団体の運営を支援し、その活動が活発になるよう支援します。		



基本目標3 共生社会の実現に向けた地域づくり

施策3-1 障がいと障がいのある人への理解

(1)障がいについての啓発と交流活動の促進

●町民の理解の向上と広報活動の充実●

本町の広報誌やホームページ、各種の行事を活用して、障がいと障がいのある人への理解を深める啓発活動を行います。また、事業所における合理的配慮⁴の提供の義務化に伴い、障がいのある人の特性や職場の状況を踏まえた合理的配慮について、理解を深める取り組みを推進します。

●福祉教育の推進●

学校での福祉教育を推進するとともに、町民を対象とした福祉教育の機会を提供することで、障がいと障がいのある人への理解の向上に努めます。

●相互交流の機会づくり●

障がいの有無にかかわらず町民同士が相互に交流できる機会を設けます。また、学校教育における特別支援学校との交流活動を促進します。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	町民の理解の向上と広報活動の充実	担当課	保健福祉課
	本町の広報誌やホームページ、各種の行事を活用し、障がいと障がいのある人に対する理解が向上するための広報活動を行います。		
2	福祉教育の推進	担当課	保健福祉課
	小学校において、障がい者・高齢者理解教室を開催し、正しい知識とそれに基づく理解の向上を図ります。		
3	学校教育における交流機会の確保	担当課	教育課
	総合的な学習の時間を活用して、小中学校と特別支援学校との交流機会を確保します。		
4	相互交流の機会づくり	担当課	企画商工課
	障がいのある人が地域のイベントなどに気軽に参加できるよう、内容等の検討を行います。		

⁴ 合理的配慮：障がいのある人から、社会のなかにある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

(2) 支え合い活動の促進

●共生への仕組みづくり●

社会福祉協議会や関係機関等と連携して、地域における見守り活動やボランティア活動が活発に行われるように努めます。また、地域でお互いに見守り、支え合う仕組みづくりに取り組めます。

●障がい者支援ボランティアの育成●

社会福祉協議会と連携し、障がいのある人を支援するボランティアやボランティア団体の育成と、活動への支援を行います。また、本町の広報誌などでボランティア活動についての情報を提供します。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	地域社会における支え合いと助け合いへの支援	担当課	保健福祉課
	障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる環境づくりを目指し、地域の支え合い、助け合い活動を支援します。		
2	ボランティア活動についての情報提供と参加の促進	担当課	保健福祉課
	社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動についての情報提供を行い、ボランティア活動を推進します。		

(3) 社会のさまざまな場面における障がい者差別の解消

●障がい者差別の解消●

障害者差別解消法により定めた職員対応要領や対応マニュアルに基づき、障がいのある人に対する差別解消と合理的配慮の提供に取り組めます。

●障がい者虐待防止の取り組み●

障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人への虐待の防止に取り組めます。また、虐待への対応にあたっては、庁内関係各課との連携により、それを未然に防止し、適切な相談対応を行います。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	障がいのある人への差別解消	担当課	保健福祉課
	障がいのある人に対する誤解や偏見をなくすために、障がいに対する正しい知識の普及を行います。また、庁内において、合理的配慮の提供を行うとともに、民間事業者に対しても同様の対応を求めています。		
2	虐待等対応窓口の設置	担当課	保健福祉課
	障がいのある人に対する虐待への相談等に対応し、関係機関と連携を図りながら、障がいのある人やその擁護者に対して、必要な対策を行います。		

(4)権利擁護の推進

●「成年後見制度利用基本計画」に沿った対応●

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、政府が策定した施策の総合的かつ計画的な推進を図るための最も基本的な計画です。国の計画を勘案して、各市町村においてはそれぞれの区域における施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本町においても、各関連計画との整合性を図り、必要な人が成年後見制度を利用できるように体制整備を行います。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

	権利擁護支援の地域連携ネットワーク	担当課	保健福祉課
1	本人らしい生活を守るための制度として、成年後見制度が利用できるように、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの役割を踏まえて、保健・医療・福祉と司法・金融機関を含めた連携のネットワークづくりを段階的に進めます。		
2	中核機関の整備	担当課	保健福祉課
	成年後見制度の普及にあたっては、地域連携ネットワークを整備し協議会を運営するための中核機関が必要となります。その整備と運営方法について検討を行います。		
3	地域連携ネットワーク及び中核機関の機能の整備	担当課	保健福祉課
	広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備を進めます。		

施策3-2 安心・安全な地域づくり

(1)公共施設等の整備促進

●バリアフリー化の推進●

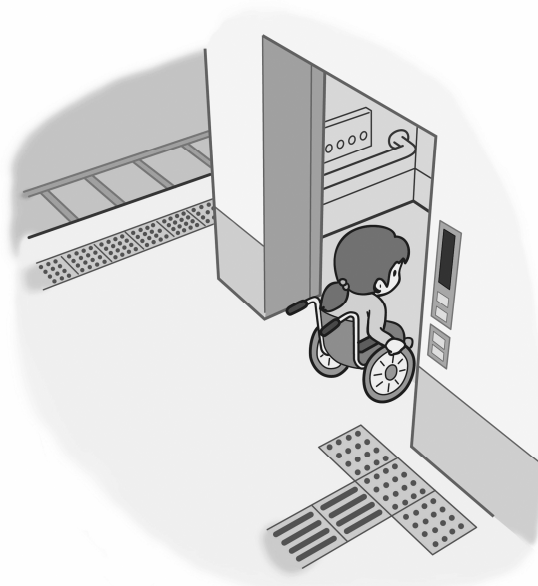
誰もが利用しやすいよう、公共施設や学校、公園、歩道などのバリアフリー化を推進します。

●居住環境の向上●

町営住宅等は必要性や緊急性を踏まえながら改修時に福祉的配慮がなされるよう検討を進めます。在宅の障がいのある人については住宅改修の相談等に応じ、適切な利用を促進します。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	バリアフリー化の推進	担当課	都市建設課
	公共施設等のバリアフリー化を進め、暮らしやすいまちづくりを目指します。また、新たに公共施設等の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を踏まえた整備を進めます。		
2	障害者住宅改修費助成制度の活用	担当課	保健福祉課
	日常生活を営むにあたって著しく支障がある人を対象に、住宅の段差解消などの居住環境を改善する改修工事費等の一部を助成します。		
3	居住環境の確保	担当課	都市建設課
	石川町住生活基本計画に基づき、町内の空き家の利活用について検討を進め、グループホーム等、障がいのある人の居住環境の確保に努めます。また、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の改修工事費用を一部助成することで、賃貸住宅への入居の円滑化を図ります。		



(2)安全対策の推進

●障がいのある人や高齢者に配慮した防災対策の推進●

石川町地域防災計画に基づき、援護が必要な人については災害予防対策を推進するとともに、災害時の応急対策を講じます。また、避難訓練への参加促進や防災無線等災害時の情報入手手段の確保の啓発、消防団や民生児童委員等と連携して、地域の要支援者の実態把握と災害時の支援体制の整備に取り組みます。

●地域ぐるみの安全活動の推進●

民生児童委員等の活動と連携して、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、障がいのある人等への見守り活動を継続して行います。また、防災や防犯、消費生活についての知識や情報の普及に努めるとともに、障がいのある人自身への注意を呼びかけます。

●情報提供手段の整備●

災害時の情報提供手段の確保について検討し、町民への周知を図ります。

▼この施策のもとで取り組む主な事業

1	「石川町地域防災計画」による避難対策	担当課	防災環境課
	「石川町地域防災計画」に基づいて、障がいのある人などの要支援者の避難を想定した避難体制を構築します。また、関係機関と連携し、要支援者についての情報の共有を図ります。		
2	避難所の設置と運営	担当課	保健福祉課
	災害時には、障がいのある人などの要支援者の特性に配慮した避難所を開設します。		
3	感染症対策	担当課	保健福祉課
	関係機関や事業所と連携し、感染症対策に必要な物品の準備や感染症対策についての情報の共有を図ります。		
4	福祉避難所の整備	担当課	保健福祉課
	現在指定されている福祉避難所を含め、災害時における要支援者に配慮した福祉避難所の整備を関係部署と協議し、進めていきます。		
5	避難行動要支援者名簿の作成と活用	担当課	保健福祉課
	自ら避難することが困難な人の避難支援のために活用される避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の迅速な避難対応と日頃からの地域での支援体制づくりを進めます。		

第5章 第7期障がい福祉計画

1. 第6期障がい福祉計画の進捗状況

(1)成果目標の進捗状況

①施設入所者の地域生活への移行

◇令和元年度末の施設入所者数

項目	数値	考え方
施設入所者数	24 人	令和元年度末の施設入所者数

◇第6期障がい福祉計画の施設入所者の地域生活への移行の目標と実績

項目	目標	実績	考え方
地域生活移行者数	2 人	0 人	令和5年度末の地域生活移行者数
	8.3%	0.0%	地域生活移行者数を現状の施設入所者数で除した値
施設入所者削減見込者数	1 人	0 人	令和5年度末の削減見込者数
	4.2%	0.0%	削減見込者数を現状の施設入所者数で除した値

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場が設置できるよう努めます。また、効果的な運営体制を確保するため、協議の場の開催等に係る活動指標を設定します。

活動指標	目標	実績	考え方
協議の場の開催回数	1 回	0 回	令和 5 年度末の地域生活移行者数
協議の場への関係者の参加者数	10 人	0 人	令和 5 年度中の参加者数
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	0 回	令和 5 年度中の実施回数

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

◇第 6 期障がい福祉計画の地域生活支援拠点整備の目標と実績

項目	目標	実績	考え方
地域生活支援拠点等の整備か所数	圏域で 1 か所	0 か所	令和 5 年度末の整備か所数
運用状況の検証及び検討回数	1 回	0 回	令和 5 年度中の検証及び検討回数

④福祉施設から一般就労への移行等

◇令和元年度末の福祉施設から一般就労への移行等の数値

項目	数値	考え方
一般就労移行者数	1人	令和元年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数
就労移行支援事業利用者数	0人	うち、就労移行支援事業所を通じた一般就労移行者数
就労継続支援 A 型事業利用者数	1人	うち、就労継続支援 A 型事業所を通じた一般就労移行者数
就労継続支援 B 型事業利用者数	1人	うち、就労継続支援 B 型事業所を通じた一般就労移行者数
就労定着支援事業の利用者数	0人	令和元年度中の利用者数
就労定着支援事業所数	0か所	令和元年度末の事業所数

◇第 6 期障がい福祉計画の福祉施設から一般就労への移行等の目標と実績

項目	目標	実績	考え方
一般就労移行者数	2人	1人	令和 5 年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数
	2.0 倍	3.7%	一般就労移行者数を現状の一般就労移行者数で除した値
	就労移行支援事業利用者数	1人	うち、就労移行支援事業所を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援 A 型事業利用者数	0人	うち、就労継続支援 A 型事業所を通じた一般就労移行者数
	就労継続支援 B 型事業利用者数	1人	うち、就労継続支援 B 型事業所を通じた一般就労移行者数
就労定着支援事業の利用者数	1人	2人	令和 5 年度中の利用者数

⑤相談支援体制の充実・強化等

石川郡5町村共同で設置した石川地方障がい者基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実と強化を図ります。また、効果的な実施体制を確保するため、各事項の活動指標を設定します。

◇第6期障がい福祉計画の相談支援体制構築の目標と実績

活動指標	目標	実績	考え方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	令和5年度中の実施の有無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	24件	41件	令和5年度中の指導・助言件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	7件	令和5年度中の支援件数
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	6回	16回	令和5年度中の実施回数

⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築を進めます。また、効果的な体制の構築を図るため、各事項の活動指標を設定します。

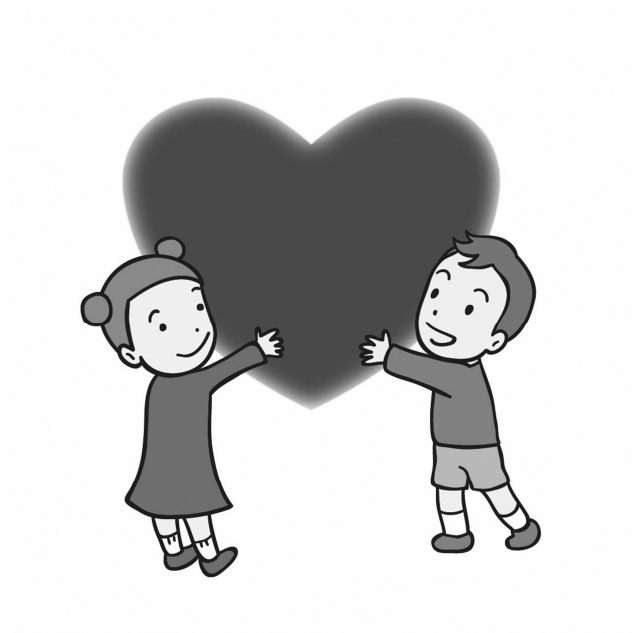
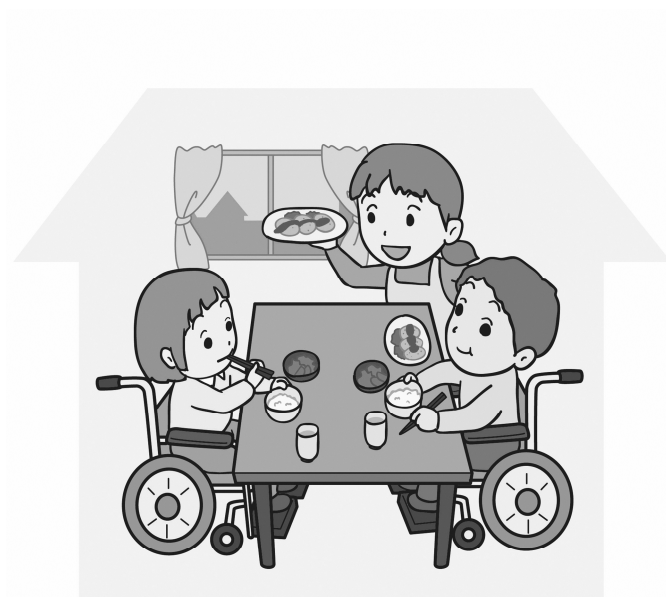
◇第6期障がい福祉計画の障がい福祉サービス等の質を向上に関する取り組みの目標と実績

活動指標	目標	実績	考え方
各種研修への市町村職員の参加人数	1人	0人	令和5年度中の参加人数
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の有無	有	無	令和5年度中の共有体制の有無
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有の実施回数	1回	0回	令和5年度中の実施回数

⑦発達障がいに関する支援

◇第6期障がい福祉計画の各種サービスの目標と実績

活動指標	目標	実績	考え方
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の受講者数	1人	5人	令和5年度中の受講者数
ペアレントメンターの人数	1人	0人	令和5年度中の人数
ピアサポートの活動への参加人数	1人	0人	令和5年度中の参加人数



(2)自立支援給付サービスの進捗状況

◇訪問系サービス

訪問系サービスについては、利用者数はほぼ横ばいですが、居宅介護の利用時間が減少傾向にあるのに対して、重度訪問介護の利用時間は増加傾向にあります。

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
全体	利用者数	8	9	8	8	8	9	
	利用時間	853	344	853	371	853	376	
	居宅介護	利用者数	7	8	7	7	7	8
		利用時間	181	100	181	74	181	63
	重度訪問介護	利用者数	1	1	1	1	1	1
		利用時間	672	244	672	297	672	313
	同行援護	利用者数	0	0	0	0	0	0
		利用時間	0	0	0	0	0	0
	行動援護	利用者数	0	0	0	0	0	0
		利用時間	0	0	0	0	0	0
	重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
		利用時間	0	0	0	0	0	0

◇日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、生活介護、就労継続支援B型が利用者数、利用日数ともに見込量を概ね上回っています。就労継続支援A型については、令和4年度、令和5年度において利用者数、利用日数が見込量を上回っています。

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
生活介護	利用者数	44	48	45	45	46	46
	利用日数	792	893	810	825	828	874
自立訓練（機能訓練）	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数	1	1	1	0	1	1
	利用日数	23	1	23	0	23	14
就労移行支援	利用者数	2	5	2	2	2	1
	利用日数	46	56	46	25	46	14
就労継続支援A型	利用者数	1	2	1	2	1	2
	利用日数	23	10	23	28	23	28
就労継続支援B型	利用者数	40	44	40	48	40	47
	利用日数	720	783	720	795	720	741
就労定着支援	利用者数	0	0	0	1	0	2
療養介護	利用者数	3	3	3	3	3	2
短期入所（福祉型）	利用者数	4	0	4	2	4	2
	利用日数	28	0	28	2	28	0
短期入所（医療型）	利用者数	1	0	1	0	1	0
	利用日数	7	0	7	0	7	0

◇居住系サービス

共同生活援助については、ほぼ見込量どおりの実績値となっています。施設入所支援では、見込量をやや上回る実績値となっています。

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自立生活援助	利用者数	0	0	1	0	1	0
うち精神障がい者	利用者数	0	0	1	0	1	0
共同生活援助	利用者数	20	20	21	20	22	20
うち精神障がい者	利用者数	8	8	8	8	8	10
施設入所支援	利用者数	27	28	25	26	23	27

◇相談支援

計画相談支援において、見込量を実績値が下回る傾向が続いています。

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
計画相談支援	利用者数	162	121	177	128	192	130
地域移行支援	利用者数	1	0	1	0	1	0
うち精神障がい者	利用者数	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	利用者数	1	0	1	0	1	0
うち精神障がい者	利用者数	0	0	0	0	0	0

(3)地域生活支援事業の進捗状況

◇必須事業

ほとんどの事業において、見込値に近い実績値となっています。見込値は下回っているものの、移動支援事業の利用時間数が伸びており、ニーズがあることがうかがえます。

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	0	1	0	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	1	0	1	2	1	2
手話通訳者設置事業	設置人数	0	0	0	2	1	2
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	利用件数	1	0	1	0	1	0
自立生活支援用具	利用件数	1	0	1	0	1	1
在宅療養等支援用具	利用件数	1	0	1	2	1	1
情報・意思疎通支援用具	利用件数	1	1	1	1	1	3
排泄管理支援用具	利用件数	408	344	420	391	432	400
居宅生活動作補助用具	利用件数	1	0	1	0	1	1

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	1	0	2	0
移動支援事業	利用者数	4	1	5	1	6	1
	利用時間数	144	43	180	53	216	64
地域活動支援センター	実施か所数	0		1		1	
	利用者数	0		3		3	

◇任意事業

日中一時支援事業において、見込量を上回る実績となっており、高いニーズがあることがうかがえます。また、見込値を超えてはいないものの、訪問入浴サービス事業の利用日数が大きく伸びていることが注目されます。

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
点字図書給付事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
日中一時支援事業	利用者数	21	34	22	35	23	30
	利用日数	756	851	792	930	828	1,200
訪問入浴サービス事業	利用者数	1	1	1	1	1	1
	利用日数	60	4	60	30	60	48
生活サポート事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
更生訓練給付事業・就職支度金給付事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
障害者自動車運転免許取得費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
身体障害者用自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

2. 第7期障がい福祉計画における成果目標の設定

障がいのある方の地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、第7期障がい福祉計画における成果目標等を、国の基本指針に基づくとともに本町や圏域の実情を考慮し、以下のとおり設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

◇国の指針

成果 目標	施設入所者の地域生活への移行
	・令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6％以上が地域生活に移行
	施設入所者の削減
	・令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5％以上削減

◇石川町の現状

項目	数値	考え方
施設入所者数	26 人	令和4年度末の施設入所者数

◇石川町の目標

項目	数値	考え方
地域生活移行者数	0 人	令和8年度末の地域生活移行者数
	0.0%	地域生活移行者数を現状の施設入所者数で除した値
削減見込者数	0 人	令和8年度末の削減見込者数
	0.0%	削減見込者数を現状の施設入所者数で除した値

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◇国の指針

成果 目標	・精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上 ・精神病床における 65 歳以上の 1 年以上の入院患者数及び令和 8 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上の長期入院患者数を目標値として設定 ・精神病床における早期退院率： 3 か月後 68.9%以上 6 か月後 84.5%以上 1 年後 91.0%以上
----------	---

◇石川町の目標

活動指標	数値	考え方
協議の場の開催回数	1 か所	令和 8 年度中の開催回数
協議の場への関係者の参加者数	1 人	令和 8 年度中の参加者数
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	3 回	令和 8 年度中の実施回数

(3)地域生活支援拠点等有する機能の充実

◇国の指針

成果 目標	・ 令和 8（2026）年度末までの間、市町村または圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年 1 回以上運用状況を検証、検討 ・ 強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において新規ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
----------	--

◇石川町の現状

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備か所数	0 か所	令和 5 年度末の整備か所数
運用状況の検証及び検討回数	0 回	令和 5 年度中の検証及び検討回数

◇石川町の目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備か所数	1 か所	令和 8 年度末の整備か所数
運用状況の検証及び検討回数	2 回	令和 8 年度中の検証及び検討回数

◇目標達成のための方策

地域生活支援拠点については、本町単独で運用を開始するが、圏域での整備を検討していく。

(4)一般就労への移行等

◇国の指針

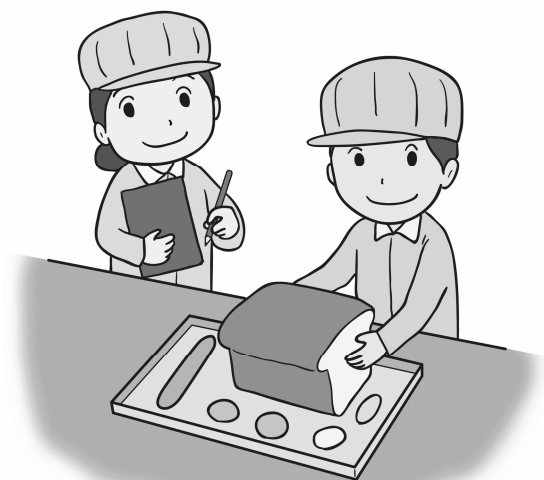
成果 目標	一般就労への移行
	・ 令和 8（2026）年度中の移行者数が、令和 3（2021）年度実績の 1.28 倍以上
	・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所全体の 5 割以上
	就労移行支援における一般就労への移行
	・ 令和 8（2026）年度中の移行者数が、令和 3（2021）年度実績の 1.31 倍以上
	就労継続支援 A 型における一般就労移行者数
	・ 令和 8（2026）年度中の移行者数が、令和 3（2021）年度実績の 1.29 倍以上
	就労継続支援 B 型における一般就労移行者数
	・ 令和 8（2026）年度中の移行者数が、令和 3（2021）年度実績の 1.28 倍以上
	就労定着支援事業の利用者数
	・ 令和 3（2021）年度実績の 1.41 倍以上
	就労定着支援事業の就労定着率
	・ 就労定着支援による就労定着率が 7 割以上の事業所が全体の 2 割 5 分以上

◇石川町の現状

項目	数値	考え方
一般就労移行者数	1 人	令和 3 年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数
就労移行支援事業利用者数	1 人	うち、就労移行支援事業所を通じた一般就労移行者数
就労継続支援 A 型事業利用者数	0 人	うち、就労継続支援 A 型事業所を通じた一般就労移行者数
就労継続支援 B 型事業利用者数	0 人	うち、就労継続支援 B 型事業所を通じた一般就労移行者数
就労定着支援事業の利用者数	0 人	令和 3 年度中の利用者数
就労定着支援事業所数	0 か所	令和 3 年度末の事業所数

◇石川町の目標

項目	数値	考え方
一般就労移行者数	1 人	令和 8 年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数
	1.0 倍	一般就労移行者数を現状の一般就労移行者数で除した値
	1 人	うち、就労移行支援事業所を通じた一般就労移行者数
	0 人	うち、就労継続支援 A 型事業所を通じた一般就労移行者数
	0 人	うち、就労継続支援 B 型事業所を通じた一般就労移行者数
就労定着支援事業の利用者数	2 人	令和 8 年度中の利用者数
就労定着支援事業所ごとの就労定着率	—	令和 8 年度末の就労定着支援事業所数の見込みが 0 か所のため設定しない



(5)相談支援体制の充実・強化等

◇国の指針

成果 目標	・令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
----------	--

◇石川町の目標

活動指標	数値	考え方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有	令和8年度中の実施の有無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	50 件	令和8年度中の指導・助言件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10 件	令和8年度中の支援件数
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	110 回	令和8年度中の実施回数

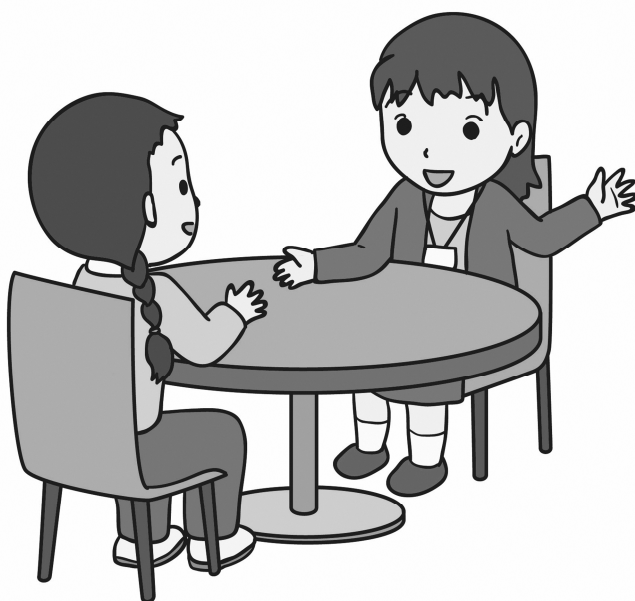
(6) サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

◇国の指針

成果 目標	・令和8（2026）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築
----------	---

◇石川町の目標

活動指標	数値	考え方
各種研修への市町村職員の参加人数	1 人	令和8年度中の参加人数
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の有無	有	令和8年度中の共有体制の有無
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有の実施回数	1 回	令和8年度中の実施回数



(7)発達障がい者等に対する支援

◇国の指針

成果 目標	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数
	・現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者数等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定
	ペアレントメンターの人数
	・現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者数等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定
	ピアサポートの活動への参加人数
	・現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者数等の数を勘案し、数の見込みを設定

◇石川町の目標

活動指標	数値	考え方
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の受講者数	1 人	令和 8 年度中の受講者数
ペアレントメンターの人数	1 人	令和 8 年度中の人数
ピアサポートの活動への参加人数	1 人	令和 8 年度中の参加人数

3. 障がい福祉サービス等の量の見込み

(1) 訪問系サービス

■サービスの概要

サービス	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般に係る援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常時介護を必要としている人に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動の補助等を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービス提供を包括的に行います。

■サービスの見込み

サービス種別		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			見込量	見込量	見込量
居宅介護	利用者数		7	7	7
	利用時間		80	80	80
重度訪問介護	利用者数		1	1	1
	利用時間		300	300	300
同行援護	利用者数		0	0	0
	利用時間		0	0	0
行動援護	利用者数		0	0	0
	利用時間		0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数		0	0	0
	利用時間		0	0	0

確保のための方策

- 居宅介護については、近年の利用者数がほぼ横ばいであり、また利用時間も減少傾向にあるため、前回計画を下回る見込量としました。
- 重度訪問介護については、利用者数が多くはないものの、継続的に利用していることから、ほぼ横ばいの見込量としました。
- 今後も障がいのある人のニーズを的確に把握し、現在の利用がないサービスについても提供できるような体制づくりに取り組みます。

(2)日中活動系サービス

■サービスの概要

サービス	実施内容
生活介護	常時介護が必要な重度の障がいのある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持、回復等の支援が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーションや日常生活に係る訓練等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	障がいのある人に対して、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対して、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談等の支援を行います。
就労選択支援 【新規】	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
就労継続支援 A型	一般企業等への就労が困難な人等に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上を図る等の支援を行います。
就労継続支援 B型	一般企業等への就労が困難な人等に対して、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識や能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を行います。

サービス	実施内容
療養介護	医療が必要な人であって、常時介護を必要とする重度心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	在宅で障がいのある人を介助している人が病気等の場合に、障がいのある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

■サービスの見込み

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	見込量	見込量
生活介護	利用者数	45	46	47
	利用日数	906	929	952
	うち重度障がい者	利用者数	0	0
		利用日数	0	0
自立訓練（機能訓練）	利用者数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数	1	1	1
	利用日数	23	23	23
就労移行支援	利用者数	2	3	3
	利用日数	34	69	69
就労選択支援【新規】	利用者数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
就労継続支援 A 型	利用者数	1	1	1
	利用日数	23	23	23
就労継続支援 B 型	利用者数	47	48	50
	利用日数	823	846	892
就労定着支援	利用者数	2	2	2
療養介護	利用者数	2	2	2
短期入所（福祉型）	利用者数	3	3	3
	利用日数	42	42	42
短期入所（医療型）	利用者数	1	1	1
	利用日数	5	5	5

確保のための方策

- 生活介護については、利用者数に大きな変動はないものの、利用日数が見込量を上回る傾向にあるため、今後も利用日数が増加すると見込みました。
- 就労継続支援B型において、今後も見込量以上に利用日数が伸びていくものと見込みました。また、それに伴い、一般就労への移行を目指すために、就労移行支援も増加を見込んでいます。
- 日中活動系サービスは、障がいにある人の日常生活に深く関わるものであることから、安定的で切れ目のないサービスの提供体制づくりに取り組めます。

(3)居住系サービス

■サービスの概要

サービス	実施内容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況や体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	夜間に、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
施設入所支援	通所によって生活介護や訓練等を受けることが困難な人を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

■サービスの見込み

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	見込量	見込量
自立生活援助	利用者数	0	0	0
うち精神障がい者	利用者数	0	0	0
共同生活援助	利用者数	20	22	24
うち精神障がい者	利用者数	8	8	8
施設入所支援	利用者数	27	27	27

確保のための方策

- 自立生活援助については、障がいのある人の地域での生活を支援するため、利用ニーズの把握に努め、サービスの提供の推進を図ります。
- 共同生活援助については、障がいのある人の地域移行がより進むことを目指し、利用者数の増加を見込みました。
- 施設入所支援については、概ね横ばいの傾向にあることから、当面は利用者数が大きく変わらないと見込みました。今後も地域移行体制の整備に努め、利用者数の減少を図ります。



(4)相談支援

■サービスの概要

サービス	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービス利用者を対象として、支給決定や支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	障害者支援施設や病院等から地域生活へ移行した人やひとり暮らしへ移行した人等を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行います。

■サービスの見込み

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	見込量	見込量
計画相談支援	利用者数	130	135	140
地域移行支援	利用者数	0	0	0
うち精神障がい者	利用者数	0	0	0
地域定着支援	利用者数	0	0	0
うち精神障がい者	利用者数	0	0	0

確保のための方策

- 計画相談支援については、利用者数の緩やかな増加が続くと見込んでいます。
- ノーマライゼーションの理念の普及が進みつつありますが、障がいや障がいのある人への社会的な理解は、まだ十分とはいえないのが現状です。障がいのある人の地域生活への移行を支援するために、地域移行支援や地域定着支援の活用を図ります。
- 今後、不足している相談支援専門員の養成による人材不足の解消に努めて、相談支援の充実を図ります。

4. 地域生活支援事業の量の見込み

(1) 必須事業

■サービスの概要

サービス	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を送るなかで生じる社会的障壁を取り除くため、障がいのある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がいのある人や介護者等を対象として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい等により判断能力が十分でない状態にある人が、財産管理や日常生活上の契約等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、音声・言語機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人に対し、意思疎通支援者の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活の便宜を図るための用具について、給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人が意思疎通の支援を通して、日常生活や社会生活を営むことができるように、日常会話を行うのに必要な手話の表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対してヘルパーを派遣して、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。また、地域の実情に応じ、事業所ごとの特色あるサービスを提供します。

■サービスの見込み

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	見込量	見込量
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施か所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	3	3	3
手話通訳者設置事業	設置人数	2	2	2
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	利用件数	1	1	1
自立生活支援用具	利用件数	1	1	1
在宅療養等支援用具	利用件数	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	利用件数	1	1	1
排泄管理支援用具	利用件数	410	420	430
居宅生活動作補助用具	利用件数	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	1	1	1
移動支援事業	利用者数	1	1	1
	利用時間数	70	80	90
地域活動支援センター	実施か所数	0	1	1
	利用者数	0	3	3

確保のための方策

- 理解促進事業・啓発事業については、小学校での障がい者理解教室の開催や、石川地方地域自立支援協議会と連携して研修会等の開催に取り組めます。
- 自発的活動支援事業については、今後も「石川町自発的活動支援事業補助金交付要綱」により、地域における自発的な取り組みを行う団体等へ補助金を交付します。
- 相談支援事業については、石川地方障がい者基幹相談支援センターを中心に、広域的な相談支援体制の整備を図ります。また、障害者相談支援事業の委託事業所や石川地方地域自立支援協議会と連携して、ケース対応の協議等から地域ニーズの把握や情報共有を図り、きめ細やかな相談支援体制の構築を進めます。
- 成年後見制度利用支援事業については、成年後見制度の利用が必要な人を支援し、権利擁護の充実に努めます。
- 意思疎通支援事業については、手話通訳や要約筆記を必要とする人が気軽に利用できるように、事業の周知を図るとともに、提供体制を整備します。
- 日常生活用具給付等事業については、排泄管理支援用具の増加を見込んでおります。また、給付等の対象となる用具の品目及び基準単価等について、本当に必要な用具を適正な価格で提供できるように、必要に応じて見直しを行います。
- 移動支援事業については、利用のニーズは高く、今後も利用が見込まれます。しかし、サービスを提供できる事業所が限られているため、ニーズに対応できるサービスの質と量の確保に努めます。
- 地域活動支援センターについては、石川郡5町村が共同してのセンター設置を目指し、計画的に協議を進めます。

(2)任意事業

■サービスの概要

サービス	実施内容
点字図書給付事業	視覚障がいのある人に点字図書を給付します。
日中一時支援事業	障がいのある人に日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。
訪問入浴サービス事業	地域での生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
生活サポート事業	障がい福祉サービスの介護給付対象外の人等に対してホームヘルパーを派遣します。
更生訓練費給付事業・就職支度金給付事業	障がい福祉サービスの自立訓練または就労移行支援の利用と一定の要件を満たした場合に給付金を支給します。
障害者自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の就労等社会活動への参加促進を図るため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	就労等の社会活動への参加のため、身体障がいのある人自らが所有して運転する自動車を改造する場合に一部経費を助成します。



■サービスの見込み

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	見込量	見込量
点字図書給付事業	実施の有無	有	有	有
日中一時支援事業	利用者数	30	32	35
	利用日数	1,200	1,220	1,300
訪問入浴サービス事業	利用者数	1	1	1
	利用日数	60	60	60
生活サポート事業	実施の有無	有	有	有
更生訓練費給付事業・就職支度金給付事業	実施の有無	有	有	有
障害者自動車運転免許取得費助成事業	実施の有無	有	有	有
身体障害者用自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有

確保のための方策

- 日中一時支援事業については、利用者が増加傾向となっており、これからも高いニーズが予測されることから、増加を見込みました。
- 対象者の状況やサービスの需要等を把握しながら、地域の実情に応じた内容のサービスを検討し、必要なサービス量の確保に努めます。
- 各事業の利用促進に向けて、本町の広報誌やホームページ等による事業の周知に努めます。

第6章 第3期障がい児福祉計画

1. 第2期障がい児福祉計画の進捗状況

(1)成果目標の進捗状況

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の指針では、児童発達支援センターの設置を市町村または圏域ごとに少なくとも1か所整備すること、また、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされており、本町では、地域自立支援協議会単位での設置について検討を進めています。

◇第2期障がい児福祉計画の目標と実績

項目	目標	実績	考え方
児童発達支援センター設置数	圏域で 1か所	0か所	令和5年度末の設置か所数
保育所等訪問支援事業所数	圏域で 1か所	0か所	令和5年度末の事業所数

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保

国の指針では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村または圏域で整備することとされており、本町では、地域自立支援協議会単位での設置について検討を進めています。

◇第2期障がい児福祉計画の目標と実績

項目	目標	実績	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	圏域で 1か所	0か所	令和5年度末の事業所数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	圏域で 1か所	0か所	令和5年度末の事業所数

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の指針では、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされており、本町では、地域自立支援協議会単位でのコーディネーター配置の検討を進めています。

◇第2期障がい児福祉計画の目標と実績

項目	目標	実績	考え方
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置か所数	圏域で 1 か所	1 か所	令和5年度末の設置か所数
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置数	0 人	1 人	令和5年度末の配置数

(2)障がい児向けサービスの進捗状況

◇障がい児通所支援

児童発達支援は利用者数が増えましたが、利用日数は令和3年度から令和4年度にかけては減少し、令和4年度から令和5年度については増加しています。放課後等デイサービスについては、利用者数、利用日数ともに増加傾向にあります。

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
児童発達支援	利用者数	7	8	8	8	9	13
	利用日数	70	51	80	39	90	52
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	16	22	17	24	18	26
	利用日数	160	125	170	188	180	246
保育所等訪問支援	利用者数	0	0	5	0	5	0
	利用日数	0	0	10	0	10	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0

◇障がい児相談支援

障がい児相談支援については、見込量の範囲内ですが、利用者数が増加しています。

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
障がい児相談支援	利用者数	45	30	49	35	53	41

◇障がい児入所施設

障がい児入所施設については、福祉型では利用者数が横ばいとなっています。医療型では、利用者がおりませんでした。

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
福祉型障がい児入所施設	利用者数	2	3	2	3	2	3
医療型障がい児入所施設	利用者数	1	0	1	0	1	0

2. 第3期障がい児福祉計画における成果目標の設定

障がい児へ向けた支援体制の整備や、重症心身障がい児・医療的ケア児等への支援に対応するため、第3期障がい児福祉計画における成果目標を、国の基本指針に基づくとともに本町や圏域の実情を考慮し、以下のとおり設定します。

(1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

◇国の指針

成果目標	・令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置 ・令和8（2026）年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
------	--

◇石川町の現状

項目	数値	考え方
児童発達支援センター設置数	0 か所	令和5年度末の設置か所数
保育所等訪問支援事業所数	0 か所	令和5年度末の事業所数

◇石川町の目標

項目	数値	考え方
児童発達支援センター設置数	圏域で1 か所	令和8年度末の設置か所数
保育所等訪問支援事業所数	圏域で1 か所	令和8年度末の事業所数

(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

◇国の指針

成果 目標	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
	・令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
	・令和8（2026）年度末までに、市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保

◇石川町の現状

項目	数値	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	0 か所	令和5年度末の事業所数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	0 か所	令和5年度末の事業所数

◇石川町の目標

項目	数値	考え方
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	圏域で1か所	令和8年度末の事業所数
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	圏域で1か所	令和8年度末の事業所数

(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

◇国の指針

成果 目標	医療的ケア児支援のための協議の場
	・令和 8（2026）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置
	・令和 8（2026）年度末までに、都道府県、圏域及び市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーター配置

◇石川町の現状

項目	数値	考え方
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置か所数	圏域で 1 か所	令和 5 年度末の設置か所数
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1 人	令和 5 年度末の配置数

◇石川町の目標

項目	数値	考え方
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置か所数	圏域で 1 か所	令和 8 年度末の設置か所数
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1 人	令和 8 年度末の配置数

3. 障がい児向けサービスの量の見込み

(1)障がい児通所支援

■サービスの概要

サービス	実施内容
児童発達支援	発達支援を必要とする就学前児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上下肢や体幹機能に障がいのある児童を対象に、児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	支援を必要とする就学中の児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して児童発達支援を行います。

■サービスの見込み

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	見込量	見込量
児童発達支援	利用者数	9	10	12
	利用日数	50	55	60
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	25	26	27
	利用日数	250	260	270
保育所等訪問支援	利用者数	0	0	5
	利用日数	0	0	10
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	利用日数	0	0	0

確保のための方策

- 児童発達支援については、令和5年度に利用者数、利用日数ともに増加に転じたため、今後もニーズがあると判断し、増加を見込みました。
- 放課後等デイサービスについては、利用者数、利用日数ともに増加傾向にあることから、増加を見込みました。
- 保育所等訪問支援については、現時点で利用できる事業所はありませんが、地域の療育支援の中核的施設となる児童発達支援センターの整備とともに、利用できる体制の整備を促進します。
- 医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援については、近隣に利用できるサービス提供事業所がないため、利用ニーズを把握することで設置の必要性について検討します。

(2)障がい児相談支援

■サービスの概要

サービス	実施内容
障がい児相談支援	障がい児向けサービス利用者を対象として、障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■サービスの見込み

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	見込量	見込量
障がい児相談支援	利用者数	40	45	50

確保のための方策

- 障がい児向けサービスの利用者数が増加する傾向があったため、増加を見込みましたが、相談支援専門員が不足していることから、きめ細かなモニタリングが行えない状況のため、サービスの質の向上のために相談支援専門員の養成を促進します。

(3)障がい児入所施設

■サービスの概要

サービス	実施内容
障がい児入所施設	施設への入所により、障がい児の保護及び日常生活の指導、自立した生活に必要な知識や技能を身につけるためのサービスの提供を行います。

■サービスの見込み

サービス種別	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	見込量	見込量
福祉型障がい児入所施設	利用者数	3	3	3
医療型障がい児入所施設	利用者数	0	0	0

確保のための方策

○障がい児の保護と、日常生活の指導及び自立した生活に必要な知意や技能の提供を行うため、障がい児や家族の状況を調査し、児童相談所等と連携して支援を行います。



第7章 計画の推進体制

1. 関係機関との連携

障がい者施策を総合的に推進するため、石川地方地域自立支援協議会を活用し、関係機関との連携、協働を図ります。

また、各機関の役割を明確にし、石川地方地域自立支援協議会の機能強化を図り、総合的・効果的な施策を展開します。

2. 国、県、圏域との連携

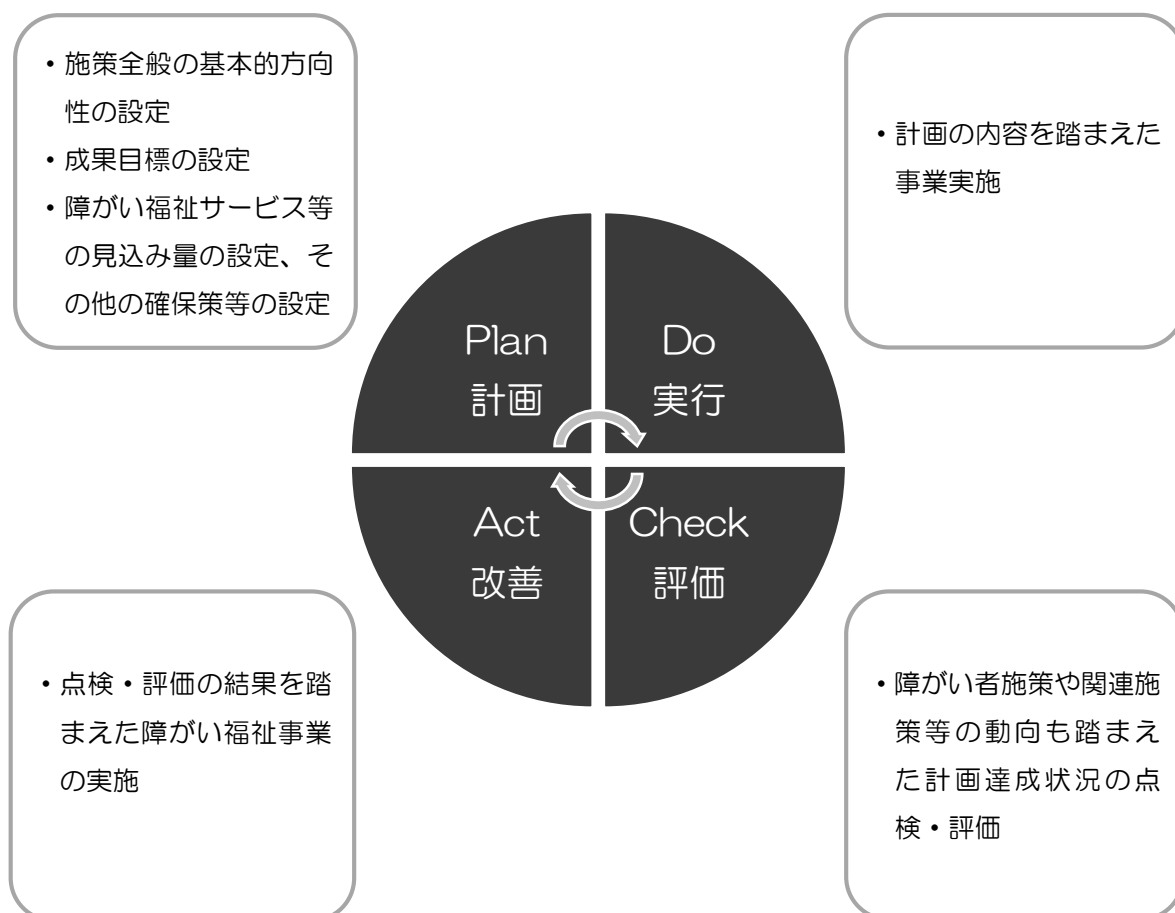
本計画は、国の法律、制度、県の方向性等を踏まえて策定しているため、国や県からの情報を随時収集し、内容を踏まえて障がい者施策を推進します。

また、石川地方地域自立支援協議会を共同設置している石川郡各町村や県中圏域内での情報交換や連携を行い、対応強化に努めます。

3. PDCAサイクルによる計画の点検及び評価

計画期間の中間地点で、各年度の見込量や目標値の達成状況について、石川町障がい福祉計画策定委員会での点検及び評価を行います。

また、地域自立支援協議会単位で目標設定をしている項目については、石川地方地域自立支援協議会も活用し点検を行います。



1. 石川町障がい福祉計画策定委員会設置規則

平成 18 年 11 月 30 日

規則第 28 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日規則第 6 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に基づく石川町障がい福祉計画を策定するため、石川町障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、石川町障がい福祉計画について審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、保健、医療、福祉分野の関係者並びにその他必要な各団体、機関の関係者から町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見または説明を聴くことができる。

(検討部会)

第 7 条 委員会に検討部会を置き、町職員の中から町長が任命し、計画に盛り込むべき内容等について調査及び検討をする。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、福祉担当課内に置く。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 施行当初の委員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 25 年規則第 6 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2. 石川町障がい福祉計画策定委員名簿

機関・団体等名	職名	氏名
県中地域障害者就業・生活支援センター ふっとわーく	センター長	木村 美和
愛恵訪問看護ステーション	管理者	中野 千恵子
桜が丘学園	園長	桑澤 恵美子
愛恵自立支援センター	施設長	仁井 敏昭
ヘルパーステーションキララ	サービス提供責任者	関根 裕子
石川町身体障がい者福祉会	会長	佐久間 高志
石川町手をつなぐ育成会	会長	橋本 裕美子
石川地方障がい者基幹相談支援センター	管理者	吉田 清美
石川町民生児童委員協議会	会長	高原 孝

(順不同、敬称略)

3. 用語説明

あ行

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労を指す。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

医療的ケア児

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで医療的援助を必要とする児童。

か行

基幹相談支援センター

障害者総合支援法第 77 条の 2 に規定される市町村が設置することができる相談支援センターで、地域における相談支援の中核的な役割を担うことを目的に設置される。一般相談支援事業所に委託することも可能である。

共生型サービス

障がい福祉サービス事業所であれば介護保険事業所としての指定を受けやすくする等の特例を設けることにより、障がいのある人と高齢者が同一の事業所でサービスを受けられる制度。障がいのある人が介護保険の対象になった場合に、従来の事業所を継続して利用することができる。

緊急通報システム

日常生活に不安のある人等が自宅で急病や災害があったとき、協力員等に通報するシステム。

グループホーム

障がいのある人で介護を必要としない人等が、数人で共同生活を行う住居のこと。同居あるいは近隣に居住している世話人が、食事の提供、相談、その他の日常生活上の援助を行う。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

権利擁護

高齢者や障がいのある人が不利益を受けることを防ぎ、自分らしい生活をするために必要な支援を行うこと。

合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

個別避難計画

ひとり暮らしの高齢者、要介護者、障がいのある人が、災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ自ら確認しておくために、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難行動計画。

さ行

サポートファイル

障がい児や障がい等が考えられる児童について、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が関わることのできる情報伝達ツール。

自閉症

対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、限定した常同的な興味、行動及び活動等の特徴をもつ障がい。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物や制度、慣行その他一切のもの。

手話奉仕員

手話奉仕員養成講座を修了し、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した人。

障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する事業。

障害者自立支援審査支払等システム

市町村が実施する自立支援給付に係る分析を行い、支払審査及び決定、管理を業務とするシステム。

障がい福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定を行う支援。介護のサービスである「介護給付」と、日常生活の能力や就労に向けた能力を身に付ける「訓練給付」で構成。

ジョブコーチ

障がいのある人が職場に適應することを容易にするために援助を行う人。

生活福祉資金貸付制度

低所得者や高齢者、障がいのある人の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

成年後見制度

自己決定能力が不十分な人の権利を擁護するため、財産管理や契約等の法律行為等に関する保護や支援を行う制度。

相談支援事業者

主に、障がい福祉サービス等の利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や指定障がい児相談支援事業者と、地域生活への移行に向けた支援等を行う指定一般相談支援事業者の総称。

た行

地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づき実施されている地域生活支援事業の1つで、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指す社会。

地域福祉ネットワーク

地域のさまざまな人が交流し助け合うとともに、関係機関との連携を取ることによって、必要な福祉サービスの提供及び住民による自主的な活動を促進することを目的とした連携体制。

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者等も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、災害発生時の応急対応や復旧等、災害に係る事務や業務に関して総合的に定めた計画。地方公共団体が地域の実情に即して策定する。

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉サービスに関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発や改善等が主な機能である。

特別支援学級

学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園において、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うもの。

特別支援学校

学校教育法に基づき、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける学校。

特別支援教育

学校教育法に基づき、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

難病

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護等に人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病のこと。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁となるものを除去する」という意味で、建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味を含む。

ピアサポート

医療、心理、福祉等の専門家による相談活動ではなく、同じ問題、課題、不安等を共有する仲間間で相互的に助け合うこと。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦など配慮が必要な人のうち、災害等が発生、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難な支援の必要がある人。

福祉的就労

障がいのため働く機会が得られない人の「働く権利」を保障する場。主に障がい福祉サービス事業所等を指す。

福祉避難所

地震や豪雨といった災害が起こったときに、何らかの特別な配慮が必要な人たちを受け入れてケアする場所で、一般的な避難所での生活が困難な人たちのための二次的な避難所。

ペアレントトレーニング

保護者が児童の行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより児童の問題行動を減少させることを目標とするトレーニング。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたプログラム。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある児童の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障がいのある児童をもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報の提供等を行う。

法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき、官公庁や企業等が義務づけられている障がいのある人の雇用割合。

ま行

民生児童委員

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された者で任期は3年。民生委員は児童福祉法により児童委員を兼任。

モニタリング

障がい福祉サービスや地域相談支援等が適切に利用されるよう、利用状況の確認や計画の見直し、各関係者との連絡調整等の支援を行うこと。

や行

要約筆記

聴覚障がいのある人のためのコミュニケーション手段の一つの手法で、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある人に伝達するもの。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮し、まちづくりや建物、施設、製品等のデザインをするという考え人。

ら行

リハビリテーション

障がいのある人を身体的、心理的、社会的、職業的、あるいは経済的に、各人それぞれの最大限にまで回復させること。この理念は、単に身体機能の障がいだけでなく、障がいのある人が社会で生きるうえで負わされたさまざまなハンディキャップのすべてを軽減させ、自立性を向上させることによって、人間らしく生きる権利を回復させることを意味する。

療育

身体や知的に障がいのある児童について早期発見と早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって育成すること。

石川町障がい者計画
第 7 期石川町障がい福祉計画
第 3 期石川町障がい児福祉計画

発行日：令和 6 年 3 月

発行・編集：福島県 石川町 保健福祉課

〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185-4

TEL：0247-26-9123 FAX：0247-26-0360

<http://www.town.ishikawa.fukushima.jp/>
